

# 法務委員会議録第十九号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 禎一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事青野 武一君 理事菊地養之輔君

犬養 健君 小島 徹三君

小林 鑄君 井 弘一君

徳安 實藏君 古島 義英君

横川 重次君 神近 市子君

木原津與志君 古屋 貞雄君

吉田 賢一君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

文部大臣 松永 東君

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視廳(警察)庁刑事局長 中川 寛治君

法務事務次官 横川 信夫君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

文部事務官(社会教育局長) 福田 繁君

郵政事務官(監警局長) 荒巻伊勢雄君

委員外の出席者

検事(刑事局長) 川井 英良君

公安課長 小本 貞一君

専門員

小本 貞一君

三月二十八日

委員大橋忠一君辞任につき、その補

欠として三木武夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同月三十一日

委員小島徹三君辞任につき、その補  
欠として薄田美朝君が議長の指名で  
委員に選任された。

同日

委員薄田美朝君辞任につき、その補  
欠として小島徹三君が議長の指名で  
委員に選任された。

四月一日

委員猪俣浩三君及び武藤運十郎君辞  
任につき、その補欠として古屋貞雄  
君及び木原津與志君が議長の指名で  
委員に選任された。

三月三十一日  
名古屋刑務所移転に関する請願(早  
稲田柳右二門君紹介)(第二五四一  
号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
証人等の被害についての給付に関す  
る法律案(内閣提出第六一号)  
刑法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一三一号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一三二号)

○町村委員長 これより会議を開きま  
す。

刑法の一部を改正する法律案の暴力  
犯罪に関する部分、刑事訴訟法の一部  
を改正する法律案及び証人等の被害に  
ついての給付に関する法律案の三案を  
一括して審査を進めます。

発言の通告がありますので、順次こ  
れを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 まず法務大臣から御所  
見を伺いたいと思いますが、今回の刑  
法の一部を改正する法律案は、御承知  
のいわゆる汚職の追放、暴力の追放、こ  
の二つの問題を対象にして立案され、  
提案されたものであります。世上、い  
わゆるあつせん取捨罪の問題は大きく  
クローム・アップされておりますが、暴  
力関係の手当については比較的話題に  
なっていないようにございます。両者  
いずれが重いかは、おのおの見る人  
によって違いますが、われわれは、この  
法案を審議するに当りましては、あつ  
せん取捨罪ももとより重要であります  
が、暴力関係の立法も現在の世相にか  
が、暴力的な犯罪も現在の世相にか  
んがえてなかなか重要な問題だと思  
うのであります。この点は、むしろ大  
きく世論に訴えて、われわれの世の中  
から暴力をなくするということについて一  
般世論も協力してもらわなければなら  
ないであろうと私は考えるのでありま  
す。政界から汚職をなくする――政界  
を暗くするものは汚職であります。同  
時に社会を暗くするものは暴力であり  
ます。この二つはただ単に法律上の手  
当だけで解決されるような問題ではな  
いとわれわれは信ずるものであります  
が、同時にまた、その大きな二つの悪  
を除くための柱として今回の改正が企  
画されたものでありますから、この点  
は十分掘り下げて政府当局の意のある  
ところも一般世人に理解してもらい、  
また法案の内容についてもわれわれは

十分審査をして、そのあやまちなきを  
期することが立法院としての責任であ  
り、当委員会の責任であると考えるも  
のであります。

そういう立場から、私は一、二点ま  
ず大臣に、これは法務当局としての政  
治的考慮と申しますが、そういうもの  
も含まれた事務的な立場の御所見を  
伺っておきたいのでございますが、今  
回の暴力事犯対策としての新立法に関  
しましては、法務省においてもいろいろ  
なる御意見があったことを私も仄聞い  
たしておるのでございます。この問題  
が起つて参りました当時に私は当委員  
会の委員長を仰せつつかっておりまし  
たので、岸総理のいわゆる三悪追放の中  
の二悪は当委員会の所管事項である  
というふうな責任感から、当時からこの  
法務省事務当局の御意見を伺い、どの  
ような手当をしていくかについてそれ  
ぞれ案を練っておいたのであります。  
御承知のように、暴力犯罪に関する手  
当を、特別の単一立法でいくか、刑法  
の一部改正でいくか、まあ両方とも  
意見があったようでございます。前の  
検事総長の佐藤氏あたりは単一立法で  
やったらよからうというふうな御意見  
であったように私は聞いておるのであ  
りますが、これは、単一立法でいく場  
合の弊害と、また刑法改正でいく場合  
の不便と、両者おのおの長短相半ばす  
るものがあると私も考えるのでありま  
す。

関する法律が実は単独法であるのであ  
ります。この暴力行為等処罰に関する  
法律ができるころは、実は私もその当  
時衆議院の議席を持っておりまして、  
この単独法の審議には私も関与した一  
人でございます。これは今の暴力新立  
法とは立案当時立法の趣旨、目的が多  
少違つておったのでございます。それ  
で、そういう関係もあつて、今度は、  
暴力行為等処罰に関する法律のよう  
な罪はすなわち刑法犯だ、こういう立  
場から刑法の一部改正というむしろ常  
道的処置に出られたのじゃないかとい  
う判断を私はいたしておるのでござい  
ますが、その間のいきさつといたしま  
すか、法務当局の御見解をまず初めに  
伺っておきたいのでございます。

○唐澤國務大臣 この刑法並びに刑事  
訴訟法の改正法律案につきまして、世  
上やもすれば、あつせん取捨罪に関  
する関心が深く、一方の暴力追放に  
関する部分に対する関心が薄いのでは  
ないか、こういう御指摘でございま  
す。私も同様な感想を持っておるも  
のでございます。しかし、お言葉にもあ  
りましたように、暴力の追放というこ  
とは当面の急務であり、ことに暴力の  
追放にはただ単なる立法だけでは完全  
にその目的を達することはできません  
ん。どこまでも社会一般の人々の理解  
と協力に待たなければ完全にその目的  
を達することができませんから、その  
意味におきまして、この暴力取締り  
に関する部分につきまして、世上の関

心を深く参りたいと思ひます。心ならず、十分御審議をいただきたいと思ひますが、その意味合におきましてお尋ねがございませぬ。いかにもごもつともお尋ねでございます。ま、当初、暴力追放に関する法律の立案に当りました際にも、たゞいま御指摘の暴力行為等処罰に関する法律との関係について研究をいたしたのでございますが、たゞいま御指摘のありましたように、まずこれは刑法犯である、刑法で堂々と処罰すべき犯罪であるというふうな意味合、いをもつて、刑法中の改正法律案をして規定する方が、世上の注意を喚起し、そうして犯罪性のいかなるものであるかという点も明瞭にして、そうして堂々と刑法の改正でこれを処罰すべきものであるという方針で進んだ方がよからう、こういう根本の考えと、また、立法技術的に申しますと、御承知のように、暴力行為等処罰に関する法律とのたゞの法律とのつなぎ合せが、どうも不自然な点もございませぬし、ことに、暴力行為等処罰に関する法律も、いずれ将来刑法について全般的な改正処置をいたします際には、この中にしかるべき部分は吸収して参りたい、かような考えから、このたびは暴力行為等処罰に関する法律の改正とせずして、刑法の改正として作つたわけでございます。

○三田村委員 大臣の御答弁で、刑法改正の処置に出られた意味はわかりましたが、これは私もう一度念を押しお尋ねいたしておきたいのでございませぬが、社会党の委員諸君からもお尋ねがあるのでございませぬ。私、当時、暴力犯罪に対する手当を単独法でいくか刑法の改正でいくか、両者いずれがその妥当性を持つかという点について、多少過去の経験から頭をひねつてみたのでございませぬ。今回法務当局が刑法の一部改正でこの問題に臨まれたことは、私は非常に妥当な処置だと思ひます。と申し上げることは、世上、ともすると、今度の暴力犯罪に対する手当、いわゆるそのための新立法は、何か集団的な犯罪、本乗刑法犯ならざる犯罪、あるいはこれを具体的に申しますと、労働運動あるいは争議手続にも適用されるのではないかと、そういう内容的意図を含めた立法処置じゃないかというふうな誤解があるようにございませぬ。これは誠に誤解しなればならぬことでありまして、私自身も反対でありませぬ。もしそういう意図があるならば反対でありまして、そういう意味合、いから、私は暴力犯罪に対する特別単一立法というものはむしろ好ましくない。今度刑法の一部改正としてこの問題を取り上げられた態度は、私は賢明であり妥当であると思ひます。すなわち、今度の新立法の対象になるものは、その罪質があくまで本質的に刑法犯罪である、こういう立場をあくまで厳密に貫くことが、この法案の審査の上には、私は、第一義的な条件であり、また重要な事柄であると思ひます。と申し上げてございませぬが、その点を再慮お尋ねするのでございませぬが、今度の刑法改正に含まれる暴力関係の新しき手当として、すなわち新立法はその対象になる犯罪はあくまでも本質的に刑法犯罪である、その刑法犯罪の手当に、従来の経験に徴し、現在の犯罪の態様にかんがみてどうも

足りないところがあるから、足りないところを補つていく、こういう立場の改正であるかと考へるのでございませぬが、その点はいかがでございませぬか。○唐澤国務大臣 お言葉の通りでございます。このたびの暴力を対象としての法律案は、どこまでもその行為が本質的に刑法犯罪であるという立場からこれを処罰する規定として立案をいたしましたものでございませぬ。○三田村委員 時間の関係もありませんが、これは少しばかり刑事政策上の問題に觸れるのでございませぬが、犯罪というものをなくしなければならぬというところは、われわれが平和な社会生活を経営する上において何人も異論のない事柄でございませぬ。しかしながら、犯罪をなくする手段として、われわれだれも使う言葉でございませぬが、現代の文明社会においてどのような手段を必要とするか、別の言い方をすれば、犯罪は法を厳しく検査するだけでなくなるとはならないということでありませぬ。犯罪は法を厳しく検査することによつてなくなるものではないのだ、——犯罪はそれぞれそのよつて来たる原因、原因があるものであります。その原因、原因なるものは社会行動の中にあるものであり、また倫理と正義というものを生活の信条とするものであります。が、しかしながら一面欲望の主体でありますから、そこに犯罪というものは生まれてくるという立場を考えますならば、今回の刑法改正もよりわれわれには必要だと思ひますのでございませぬが、しかしながら、その刑法改正以上に、当然民主社会の政府として考へるもの

は別にあるのじゃないかと私は思ふ。これは法務大臣の御所管でないかもしれませぬ。しかしながら、政府は一体の責任の立場から、法務大臣がたゞこの刑法改正を御提案になり、この法律ができて犯罪の検査と捜査に一つの新しい筋道をあけるといふだけでこの犯罪というものはなくなるものではないということ、これは法務大臣もより深い御経験の上で御異論はないと思ひます。そこで、私は、法務当局、検査当局として、今度の立法とあわせて、どういふことを他の政府機関、他の政府関係に希望されるか、あるいは要求されるか、どういふことが望ましい施策であり、またやらなければならぬ方策であるかということについて、お考えがございましたら、法案審議の参考としてまず伺つておきたいのでございませぬ。○唐澤国務大臣 犯罪は法律の力によつてこれを圧迫することだけでは追放することができないというお考えは全く同感でございませぬ。法律以前に犯罪の生まれないような社会を作る、また、犯罪のきざしがありませぬ、法律以前にこれを押えていく力を養成する、それにもかかわらずついに犯罪ができたというときに、やむを得ず法律を適用して、そうしてこれに対する適当なる処置をするという三段のかまえであるかと私は考へるのでございませぬ。法律以前に犯罪を押えて参ります力といたしましては、まず各個人の道徳的な目ざめ、それから社会道徳の涵養、さらに善良なる社会習慣、社会風俗の養成ということが、法律以前に犯罪の発生を押える力と思ひます。さらに根本にさかのほりますれば、犯罪の生

まれないような社会を作ること、これは法務大臣の御所管でないかもしれませぬ。しかしながら、政府は一体の責任の立場から、法務大臣がたゞこの刑法改正を御提案になり、この法律ができて犯罪の検査と捜査に一つの新しい筋道をあけるといふだけでこの犯罪というものはなくなるものではないということ、これは法務大臣もより深い御経験の上で御異論はないと思ひます。そこで、私は、法務当局、検査当局として、今度の立法とあわせて、どういふことを他の政府機関、他の政府関係に希望されるか、あるいは要求されるか、どういふことが望ましい施策であり、またやらなければならぬ方策であるかということについて、お考えがございましたら、法案審議の参考としてまず伺つておきたいのでございませぬ。○三田村委員 これは立法政策上の問題であります。これは法務大臣の御所管であります。警察当局あるいはまた文部大臣にもお尋ねいたしてみたい問題であります。が、近ごろ青少年犯罪がうんとふえておるのであります。これは実におそろき、悲しむべき傾向であるのであります。まして、警察庁にお願いして御提出願つた資料によりまして、昭和二十八年、二十九年、三十年、三十一年、三十二年、この五カ年間に、十四才から二十才未満、いわゆる少年法の適用を受ける階層であります。それが五万四千九百六十二人、二十才から二

十五才未満が七十万四千四百十二人、合せて五カ年間で百二十万九千三百七十四人になっております。この問題についての対策、処置というものについては、あとからいろいろ立法上の処置と照らし合せてお尋ねいたしますが、法務大臣にこの際伺っておきたいことは、少年法の問題であります。この問題には私前々からいろいろ疑問を持っておるのでございますが、精神的、肉体的未成年と、いわゆる犯罪年令の関係です。法律では二十才未満を未成年としております。二十才以上を成年としておりますが、そういう法律上の従来の概念を離れて、犯罪能力を備えるといわゆる犯罪年令、この点を考えますと、私は二十才以下必ずしも未成年ではないと思うのです。統計によりまして、これは三十三年三月の警察庁の調査の資料でありますが、三十二年中の少年犯罪、これは十四才以上二十才未満の者であります。十八才未満の者の犯罪は非常に多いのですけれども、これは別にいたします。大体従来の経験から考えてみまして、十八才になると現在では完全に犯罪能力を持つておる、犯罪年令から言うともう完全な成年だといふ私たちは判断をせざるを得ないのでございます。もちろん精神的には未成熟であり、未成年に違いないのですが、その扱いとして非常に私は重要な問題だと思つて、と申し上げることは、統計から見ましても、昭和三十三年だけの検挙数を見ても、殺人、強盗、放火、強姦、こういう事案が十八才から二十才未満で二千五百八十九、それに他の刑法犯を加えますと四万九千七百七十、約五万になつて居るのです。十八才以上二十才

未満が少年法の適用を受けておりますが、これは単なる犯罪者として従来の少年法と同じ立場で考えるにはもう少し深い考慮が要るのではないかと気がするのでございます。実は、昨年私、前の法務大臣の中村梅吉君と二人で瀬戸の少年院の視察に行つて参りました。どう考えてみても少し割り切れない問題が出てくる。法務当局においても少年法の改正は必要じゃないかという御意見がちらほらあるようでございます。こういう問題については何かすでにお考えになつておりますか、あるいは従来のままでよろしいという御見解か、この際伺つておきたいのでございます。

○唐澤國務大臣 御指摘のように、終戦後における青少年の犯罪はまことに憂うべき現象であります。ことに、その犯罪の種類におきまして、暴行、殺傷とか、性関係とかいふ悪質の犯罪がふえて居る点にかんがみまして、実に寒心にたえないところでございます。それに関連いたしまして、今少年法関係の年令についてのお尋ねでございます。いかに統計を見ますと大いに考えさせられる点があるようでございます。御存じのように、従来十八才であつたものが二十才まで引き上げられたのでございますが、その後の実績に徴して果してこれがよかつたかどうかという点につきましては、今法務省におきましては真剣に検討を加えて居るわけでございます。ただいま御指摘の統計等を参考といたしまして、果して、年令の点は、従来の十八才がよかつたんじゃないか、あるいは現行の二十才まで引き上げたことがやはりよかつたかという点について、

真剣な検討を加えて居るところでございます。

○三田村委員 これは、法務大臣及び文部大臣、総理にも、私の犯罪に臨むといひますか従来の信念を申し上げて、簡潔に一つお答え願ひたいのであります。

私、かつて権力政治というものに対して鋭い批判を持つてきた一員でございます。その際、私がよく使つた言葉でございまして、これは孔子の言葉であつたか、孟子の言葉であつたか、あるいは孫子の言葉であつたか忘れませんが、非常に味わいの深い言葉がある。堅甲利兵攻めるに足らず、つまり、かたいかぶと鋭い兵隊攻むるに足らず、高城深池守るに足らず、高いお城、深い池だけでは守るに足らない、敵法酷罰治むるに足らず、法律を厳に罰をもつてすればすなわち通じ、徳をもつてすればすなわち治まる、これは私は実に名言だと思つて居る。これはまづこの衝にある者は常にけんけん服膺しなければならぬ言葉だと私は今でも頭の中を去りません。もとより今度の刑法改正——あつせん取捨罪ももちろんであります。同時に、今度の暴力取締り立法も必要であると思つて居る。しかしながら、敵法酷罰治むるに足らず、道をもつてすればすなわち通じ、徳をもつてすればすなわち治まる、ここに私は政治の要諦がなければいけないと思つて居る。これは、現在の政府だけではなくて、いつの時代にも、いつの内閣にも私はこの言葉を申し上げたいのでございます。私は今度の立法についても必要性は認めます。しかしながら、法律を厳にし罰を酷にして問題の処理

に当らうという道を一たび開きますと、常にその間口が広がっていくといふことを私はおそれる一員でございます。もとより、今度の立法については、私は十分内容を検討し、その上に自分たちがどう処置するかということの態度をきめたいと思つて居る。立法そのものについても方向には賛成する一員でございますが、少くとも、私は、こういう問題に對する際に、まづ衝にある者の心がまえとしては、今私が申し上げたことはぜひともお考えを願ひたいのでございます。

世上よく言われております檢察フアッシュとか警察フアッシュとかに ついてもあとから警察庁長官にお尋ね いたしたいのでありますが、犯罪の捜査 や検挙に便利になりますと、これはま 別の批判が出てくるのであります。 人権の面において、また民主的な秩序 の面において、いろいろの面が出てく るのであります。でありますから、わ れわれはその点を真剣に慎重に検討し ていきたいと思つて居ります。

今私が申し上げたことについて、こ れは御意見を伺うまでもなく法務大臣 にはすでに十分の御所見がございと思 います。御参考までにお伺ひいたし ておきたいと思つて居ります。

○唐澤國務大臣 ただいま、政治の要 諦につきまして、昔の言葉で言えは敵 法酷罰治むるに足らずといふ、つまり 基本觀念の御意見がございました。私 も全く同感でございます。その言葉を 知つておたつたわけではございませぬ けれども、今度の立案に当りまして、あ つせん取捨罪におきまして、暴力 取締りの規定におきまして、全部の

対象を網羅するという觀念ではなくて、まず悪質な者を法律をもって処罰する、残余のものは社会の道徳觀念にまかせて、そしてまず第一線は社会の道徳觀念で防いでもらいたい、かような考え方から立案をして居るのでございまして、ただいまの基本觀念全く同感でございます。

○三田村委員 警察庁長官にまず一、 二点お尋ねいたします。 率直に申しますが、法律はできてしまつたとひとり歩きするのです。これは、ここで、そういうものは対象にしないとか、そういうものは立法者の意思にないという御説明を伺つても、できてしまつと法律はひとり歩きする。これは法律の本質であります。文理解釈上、条文の解釈上ひとり歩きする。そこに刑罰立法の危険性があると私は常々それを憂へて居る一員でございます。御承知のように、今度の立法は、いわゆる汚職の追放、すなわち法律的な処置としてはあつせん取捨罪の規定、暴力の追放、すなわちその処置としては諸般の五、六点の手当が加えられるのであります。ところで、現在の警察は独自の捜査権を持つて居ります。よくここで、第一線の警察の捜査の行き過ぎ、そういうことについての責任が問題になります。考え方によつては、警察庁長官に対して責任を追及することは私は少しおかしと思つて居ります。これは指揮命令の権限を持つておられない。そういう場合、警察庁長官にここでお尋ねすることも制度上おかしいかもしれませんが、法律はできてしまつとひとり歩きする。あつせん取捨罪は別な角度から考えますが、少くとも暴力関係の新立法で、

第一線でこの法の運用に当られるのは警察です。警察庁は二次的な立場でありまして、第一線でこの法律の運用、適用をされるのは警察である。しかも警察は独自の捜査権を持つておる。具体的に申しますと、警部の主観的判断で捜査活動は開始されるのです。そういう場合に、行き過ぎもあり、行き足らぬ面も出てくるのです。でありますから、ここで長官に伺っておきたいことは、今後、世上論議の対象になるような警察ファッショだとか、そういう問題はもとより避けねばなりません、そういう意味合いから、どのようにして正しい警察活動を指導していかれるかという問題であります。問題はこの一点であります。もとより町の暴力はなくなければなりません、新しい法律ができた、ああこれは都合のいい法律ができた、あいつもやっつけてやれ、こいつもやっつけてやれ、これでは困るのであります。そうでなくて、どのようにこれを指導していかれるか、今の制度上責任が持てるかという問題であります。この点について、一、長官の御意見を伺っておきたい。

○石井(榮)政府委員 まことにごもつともな御懸念であります。私も第一線の捜査に当たる警察官に対しては常に申し上げておることでございます。取締り関係のいろいろの法令がございまして、この法令の執行に当りましては、立法の精神を十分体して、行き過ぎのないように適正なる運営、執行をなすということに常に念頭に置いて、慎重な態度をもって事に当らねばならぬことと申すまでもないことであります。従いまして、これが法の運用に当りま

おきまして特に徹底を期しまして、十分立法の趣旨、精神を体しまして、法の運用を誤まらないようにしてもらいたいと考えておるのであります。ただいまお話のありました通り、現在の警察制度は都道府県警察の制度になっております。私も中央におきまして個人の事件については一々指揮命令をする権限のないことは御承知の通りでございます。そこで、都道府県警察全般を管理する都道府県公安委員会の良識ある管理に待ちまして、その管理のもとに、日常執行に当る都道府県警察本部長その他上級幹部が、よくたたいま私が申し上げたような精神を体して部下の指導、教養の徹底を期しまして、いわゆる行き過ぎの取締りのないよう、今後とも十分指導、教養に努めさせるように、私も中央といたしましては第一線の指導をいたしたいと思っております。

○三田村委員 今、長官の御意見、その通りでございます。私が心配することは、先ほど申し上げましたように、法律ができてしまうと一人歩きするということでありまして、より端的に申しますと、警察の職務執行に、犯罪捜査に便宜のために立法をやるんではないかというのを、お忘れにならないようにお願いしたい。警察が暴力犯罪に対する処置として便宜のために立法をするんじゃないんだ、つまり適正に、適法に——適正に、適法にということ、本来刑罰に懲らざるものはきまわっているんです。刑罰的に本来犯罪であるものが、従来、法の不備といえますか、欠陥といえますか、多少の不十分な点があったために十分警察官等の機能が發揮されなかったというこ

とは、われわれも認めるのであります。そのゆえの立法であります。こういう法律ができたら、便利になったんだ、警察の捜査活動のために便利になったから、大いにやろうという考えがあるのではありません。これは一つに、いわゆる行き過ぎになるおそれ、慎んでいただきたい。同時に、今長官もおっしゃいましたが、都道府県の公安委員会の良識に待つということも、これはほんとの言葉だけのものではあります。これはぜひ、新立法ができましたら、単なる形式的な会合だけでなく、三日かかって五日かかって、その都道府県の責任者というものの会合を求めて、十分に法の運営について遺憾のないように処置していただきたい。これを長官に申し上げておきます。

私は、法案の各条文についての、解釈上、運用上の問題については、またあすにでも、あくまでも疑念は疑念としてただしておきたい、運用のあやまちなきを期してもらいたいという立場から、質問を継続したいと思っております。きょうは、社会党の方から発言の通告もあるようでありますから、二、三の問題について、事務当局、法務省の刑事局長、それから警察庁の刑事部長にお尋ねしてみたいと思っております。

○中川政府委員 統計の数字につきましては、さきに御要求がございまして差し上げてございまして、お尋ねの傾向につきまして、かいつまんで申し上げます。

日本の社会には、不幸にして、暴力という事によってめしを食う、ないしは利益を得よう、こういう組織がございまして、これを排除することは警察

係者がグリーン隊という形を多く持ちま  
して、グリーン隊という形が比較的令年  
層が低い形に移りつつある、こういう  
ふうに向向がわかれるのでありま  
す。私どもの考えをいたしましては、  
従来の国民の御批判と警察の取締り  
と相待ちまして、だんだん一般国民に  
対する被害は少なくなったと認めら  
れるけれども、それがあとを断たない  
状況に對しまして、相互間のなわ張り  
争い、暴力団同士の出入り、こうい  
う状況に對しまして、警察と取締りの  
両者によつて解決して参りたい、こ  
ういふふうで考えておるのであります。

**○三田村委員** もう一点、これは刑事  
部長でも長官でもけつこうですが、お  
尋ねたいとおきます。そのような暴  
力事犯に対する現在の警察の機能で  
す。組織の点において、あるいは捜査  
活動の点において、何か不便を感じら  
れる点がありますか、ありませんか。

この点が一点と、それから、もう一  
つ、これは言うまでもないことで、先  
ほど法務大臣にお尋ねしたので、先  
ほど民主社会にお尋ねしたので、  
が、民主社会における警察は、犯罪の  
検査ももちろん必要であります、む  
しろ犯罪の予防という点も私は非常  
に重要であると思ひます。従来予防  
警察といふことが非常に強くなつて  
おりますが、最近、犯罪の予防とい  
うよりも、むしろ検査の方に重点が  
置かれております。何か検査競争とい  
つたような感じがいたします。何か  
競争競争といつたような感じがいた  
します。何か検査競争といつたよう  
な感じがいたします。これは現在の  
警察の組織の上から当然かもしれませ  
ん。警察の任務から当然かもしれませ  
ん。同時に、それが警察の最も重要  
な任務であることは当然であります、  
しかしながら、これは、検査して人間  
を傷つけるよりも、検査せずして予  
防すること、つまり行政警察の本来的  
使命、任務というものがあるに  
ないかと思ひます。こういう点につ  
いて、現在の警察の機能、組織の点  
においてどのようにお考えになつて  
おるか、この際長官からでもお答  
え願ひたいと思ひます。

**○石井委員** 政府委員 まことにごも  
つともでございます。同感でござい  
ます。犯罪の発生以前に於いてこれ  
未然に防止しようとするのが望まし  
いと思ひます。警察といつたしまし  
ても、従いまして犯罪の予防という  
見地からいふことは申すまでもない  
ことであらうと思ひます。その予防  
の力及びばすして一たび発生しま  
した犯罪に對しては、これを早期に  
解決すべく努力する、これがわれ  
われ警察の現在と對しては、この  
態度でございます。

そこで、今御指摘のいわゆる暴力事  
犯の取締りに對して、従来の經驗に  
徴して何か現在の警察機構なりある  
いは取締り関係法規等について十分  
の点に困つておるといふような点  
はないかとお尋ねでございますが、  
私にはかねがね委員会においても申  
上げたと思ひます。いろいろあるの  
でございまして、現行関係法令、い  
ろいろあるのでございまして、先  
ほど申し上げたように適正に運用いた  
して、警察の活動によつて十分な成  
果をあげる責任を感じておるので  
ございまして、しかしながら、警察  
の力にもおのずから限界があるので  
ございまして、国民の皆様の御協  
力ということがきわめて肝要であ  
らうと思ひます。大よそ民主社

会においては暴力というものは絶対  
に排除すべきものであるという觀念  
に、国民各位が徹せられまして、み  
ずから権利はみずから守るといふ  
氣持のもとに、さきいふ危害であ  
つても暴力を受けた場合にはこれら  
を排除して、場合によつては早く  
われわれ警察側に連絡をいたした  
く、こういう機運の醸成を私どもは  
願ひたいと思ひます。そして、暴  
力事犯の掃蕩という点につきま  
しては、漸次国民の皆様の御関  
心も深くなり、私どもへの協力も  
漸次高まって参つておるとは喜ば  
しいと思つておるのでございませ  
ん。遺憾ながら、いわゆるお札参  
り等をおそれるの意をもつて、警  
察に對して、被害を受けても、ま  
あこの程度なら泣き寝入りしよ  
うという場合が、いまだ跡を断た  
ないという状況にあるのでござい  
ます。その点が、今回の刑法及び  
刑事訴訟法の一部改正の立法によ  
りまして、本問題の解決に非常な  
役立ちを思つておるのでございま  
して、私どもも非常にありがたく  
思つておるのでございまして、も  
しこの法律成立の際におきまして  
は、そういった面による今後この問  
題解決に有力なる一つのうしろた  
だをいただきます。きわめて有利  
であるか、かように考えておるの  
でございまして、かねがね私は申し  
上げておりました。かねがねは現行  
法令のもとにおいて最善を尽くさ  
なければならぬ、取締りができない  
からこの法律を改正する、あの法  
律を改正して、先ほど御指摘

が、あつたように、取締りの便宜  
のためには法律を改正するといふ  
ことは極力慎まなければならぬので  
あります。まずわれわれは、与えら  
れたる法令に基いて、これを完全  
に適正に運用して取締りの実効を  
あげるというこの努力をいたさな  
ければならぬのであります。その  
努力、經驗に徴して必要最小限  
の法の改正といふことを考えて  
いくのが順序である、かような意  
味をいたしまして、今回、たゞいま  
御審議をいたしまして、今度の取  
締りの体驗に徴しても、きわめて  
時宜に適しているものである、か  
ように考えておるのでございま  
す。

**○三田村委員** 法務省の刑事局長に  
お尋ねいたしますが、今度の刑法  
改正中の暴力犯罪に対する手  
当、これは逐条説明はもう伺いま  
した。この各条文に對しての運用  
、それからその法の意圖するもの  
の内容については、いずれも私に  
お尋ねしたいと思ひます。ここ  
でまず私は端的に刑事局長か  
ら御説明願ひたいと思ひます。  
これは逐条説明でわかつてお  
りますが、この法律の對象が一般  
の暴力事犯といふことになつて  
おりますが、ごく常識的に、今  
度の刑法改正で暴力犯罪の手当  
としてどういふことをやるんだ  
といふことですね、むずかしい  
法律上の解釋論、適用の問題は  
別です。そういうことは、これは  
われわれがやらなければならぬ  
が、きわめて常識的に、國民に  
わかりやすいように一べん御説  
明願ひたいのです。今警察長官  
が言われましたように、いろ  
んな場合が盛り込まれてお  
りますが、一つはお札参りの  
処罰規定、それから第二点は緊急  
逮捕の新しい規定、その次にいわ  
ゆる輪姦罪を親告罪からはずした  
、二人以上共同で婦女に暴行を加  
えるといふ輪姦罪を親告罪から  
はずした、これはなかなか議論の  
ある問題であります。それから持  
込器具集結の規定、その次に私  
文書毀棄、器物損壊罪をこれまた  
親告罪から除外した、それから刑  
罰の關係では権利保護に条件を加  
えた、大体この六点ですが、この  
各ケースについて、これはむずか  
しい注文かも知れませんが、きわ  
めて常識的な御説明を一べん願  
ひたい。法案の内容、条文の解釋、  
運用については、いすれ十分やら  
なければなりませんから、これは  
いたしませんから、これはいたし  
ませんが、そうでない、きわめて  
常識的に、今度の刑法改正でど  
ういふことが對象になるかとい  
ふことを御説明願ひたいと思  
ひます。

○竹内政府委員 今回の暴力立法の  
大きな特徴といつたしましては、  
過去数年間にわたりました警察  
並びに檢察庁において暴力の徹  
底的な取締り、検査を遂行して  
きたのでございまして、この  
經驗に徴しまして、法の不備、  
どういふ部分の不備であるかとい  
う点を検討いたしました。眞に保  
護すべきものであつて法の不備  
のために保護できないといふ  
面の改正に重点を置いた次第で  
あります。

これをわかりやすく申し上げます、  
二つになると思ひます。その一つ  
は、取締り上さぶる困難である  
といふ点の解決でございまして、  
これは、今御指摘の持込器具集  
結罪とも申すべき、いわゆる集  
合罪の規定であります。もう一つ  
は緊急逮捕の問題でございます。  
集合罪を処罰しな

ればならぬ理由は、最近、組織的な親分子分の関係をもつてつながつております暴力団とも称すべきものの組織上のなわ張り争い、出入り、そういったような傾向が顕著に現れてきております。かの別府事件のようなものを見ましても、あるいは最近の小松島事件等にいたしましても、その他こういう数十名が相対峙して武器を用意し、武器を持って集まる、こういう事態が現在の治安状況のもとにおいて一般の人に想像もつかないような状態が現にあるわけでございます。こういう事態につきましましては、以前は行政執行法あるいは警察犯処罰令等によって、そういう事態に至らない前において検束処分あるいは勾留処分といったような手当ができたのでございます。また、その検束処分に対して反抗しまする者は、公務執行妨害罪というもので手当ができたのでございますが、そういうものがなくなりまして今日におきましては、結局、別府事件で一般の人が知っておりますように、数十名が二つの宿舎に相分れて、刀を廊下に立てかけて、そうして今やまさに一触即発というような状態にまで参りませんと、解散に応じないというあの刑法の百七条の規定を適用することができないということなんでしょう。こういうことで、犯罪になるような情勢がござるまでの間は手をこまぬいて見ておつて、そうしていよいよ血の雨が降るといふ瞬間に初めて警察権が発動するということでありまして、今の犯罪予防の観点から申しまして、どうして目的に沿わないものでござりませぬ。そういう意味からいたしまして、この法の不備を補いますために持凶器

集合罪のような規定を設けたのでござります。また、緊急逮捕の問題でござりますが、これは、暴力団の最も特徴的なものは暴力脅迫という罪でござります。ところが、これは緊急逮捕の要件を備えておりませんために、グレン隊等が暴力脅迫を働かしまして、警察の耳に入る、押しかけていったときにはすでに現行犯ではなくなつておる、そしてそれは他の地へ移つてしまつて、裁判官の令状を求めて逮捕するといふときにはすでに時期を逸してしまつてしまつておる。それから、警察の耳に入りましても適当な手当をすることができない。そこで、この緊急逮捕の要件に暴力脅迫の罪を加えることによつて、そのような事態を防ぐこととするのでござります。

第二の大きなねらいは、犯罪の被害者を保護するといふ点でござります。犯罪の被害者が他人の犯罪のために泣き寝入りしなければならぬといふことは、この法治国家、民主国家においてどうしていしんぼうのできるものではないでござりませぬが、現状は、遺憾ながら、先ほども犯罪情勢としてお述べになりましたが、相当善良なる市民が犯罪のために泣き寝りしておる状況が見られるのでござります。お礼参りの罪を罰しようとする趣旨も、犯罪の被害を受けて警察に救いを求める、裁判に救いを求める、こういうときに、その救いを求めようとする人に対して、お前のおかげでお礼は処罰されるのだといふようなことを言つておとしあげると、結局適正な捜査、裁判をも免れてしまつてしまつておる。そういう種類の、被害者に対してお礼参りのよ

うなことを言つておとしあげる行為を処罰しよう、こういうのが一つの改正の重要な点でござります。それから、輪姦的な形態で行われた性犯罪、数人が共同してこのような性犯罪を犯した場合に、現在の法制のもとにおきましては、被害者の名譽、感情、そういうものを尊重するために、処罰するかどうかは被害者の気持ちにかせておるのでござります。ところが、このような犯罪は非常に暴力的な色彩の強いものでござりまして、具体的な事例で申しますと、実に悲惨なおおるものがあるでござります。悲しいかな被害者は女子でありますし、そういう者に、もし告訴するならばと、いうことでおとしあげる事例が多うござります。また、おとしあげないまでも、男の方は大つぱらに内情を話すぞといふようなことが暗にほめかされましますために、被害を受けながらも泣き寝入りになるといふ事例がこれまた少くないのでござりまして、そういうものに對しましては、被害者の感情も尊重しなければならぬでござりませぬ。そのような大勢の者によつて犯されるといふ暴力的な観点から、公けの秩序という点から、これを見のがすわけにはいかなないといふことで、これを非親告罪といたしまして、そのような事犯が發生いたしました場合には機を逸せず捜査に着手いたしまして、罰すべきものを罰して、被害者の保護に遺憾なきを期したいといふのがこの点の改正でござります。

なお、器物損壊あるいは私文書毀棄といふ罪も、同じように現在親告罪になつておるのでありますが、このよ

るというところの盲点をつきまして横行闊歩しているこの状況を防ぎますための処置として、これを非親告罪としたものでござります。これはすべし被害者を保護してやるという趣旨にほかならないのであります。

なお、刑事訴訟法の関係におきましては、権利保釈という制度が御承知のようにござります。勾留をされておられます被告人はお金を積みあるいは保証書を入れることによつて保釈を受ける権利を保障されておるのでござります。これらの権利は一定の罪一定の条件のもとにおいては制限をされるというところは、これはまた訴訟法の定めるところでござりますが、その中に、お礼参りをするようなおそれのある場合には権利保釈の除外事由として権利保釈をしなくてもいいということに相なつておるのでござりますけれども、現行法はその条件がきびしゅうござりまして、十分な理由を証明いたしませんと権利保釈から除外するわけにはいかないといふことになつておりますのを、相当な理由ということに緩和する、また、権利保釈のお礼参りをする対象を、被害者本人だけではなくして、その親族に対して、畏怖させるようなおそれのある場合には、これまた権利保釈から除外事由として制限することができるといふ処置をとることにいたしましたのでござります。

合には取り消しすることができ、この条件を、被害者本人だけではなくして、その親族に加えた場合をも取り消すの事由にするということにいたしまして、被害者の保護の徹底を期したのでござります。

これが刑訴法の改正でござります。さらにまた、本日御審議になつております証人の被害給付の法律も、これもまた裁判の適正迅速な処理をねらつての証人保護のための立法でありまして、お礼参り、輪姦あるいは器物損壊、私文書毀棄の非親告化、権利保釈の制限、勾留取り消しの緩和、証人の被害給付、この一連のものはすべて、善良なる犯罪の被害者を泣き寝入りさせないように、そして権利を伸張してあげようといふのがこの暴力立法のねらいでござります。

以上がこの暴力立法の改正の特徴でもありますし、趣旨でもござります。

○三田村委員 この各条文についての審議は午後もしくは明日に譲りまして、午前の私の質疑はその程度にとどめたいと思ひます。

○町村委員長 古屋貞雄君。

○古屋委員 御質問の御答弁を拝聴いたしておりました。大体よくわかりました。私が、本件の暴力行為に対するお取締りをいたしまして、われわれの平安な生活をさらに安定をするための改正でござりますから賛成でござります。そこで、一つ承わりたいのは、暴力ということなんです。暴力という現象形態だけに重きを置かれて、その暴力のよつてもつて起つて参りました原因と申しましようか、そういうものにも考慮されてこの改正法が出たのであるかどうか、まずその点を承わ

りたいと思います。

○竹内政府委員 暴力の現象をとらえて立法をしたか、その原因となつて温床についての配慮があるかということでございますが、暴力のよつてきたる温床的な現象につきましては、先ほど大臣から答弁申し上げました通り、これはこの改正法案一本によつて暴力を絶滅し得るものではございませぬので、その立法の以前においていろいろの諸施策が合せて考慮されなければならぬのでございます。罰しつゝ指導し、指導しながらさらに善良なる市民の中に溶け込ませるといふことがこの立法の最終のねらいでございます。

○古屋委員 私がおそれるのは、本件の問題の中で、かつて当時非常な心配をされて、やかましい立法者の趣旨がその中に盛り込まれておるといふおそれがある暴力行為等処罰に関する法律の問題なんです、その法案が成立いたしました。当時には、明確に「立法者の趣旨は私もよく存じておりますが、裁判所の法の秩序を乱して執行を妨害する」という立場から、家屋の明け渡しを裁判所の手続によらずして暴力でこれを明け渡しする、あるいは貸金の取り立てについて法の秩序を乱して直接暴力で取り立てをする、こういうような、当時大正十五年ごろ行われました。そうした暴力そのものの取締りを目的としたのが、暴力等取締法案の成立を要求された経過だと思つております。しかし、最近におきますこの法案の適用の統計に現れておる結果から見ても、当時、労働運動であるとか、小作争議であるとか、水平社運動、そういうものを目標としておる

のじゃない、こういうことを明確に言

われて、当時の審議に關係した方たちがさういふ方面に擴張解釈をされる弊害を恐るる述べて、さうして、さういふことではないということであつた。このことは、今同僚の三田村君からも、立法者の趣旨が何ら顧みられずして社会の変遷に伴うといふ意味のことを言われましたが、社会事情の変化に伴うなら格別でありまして、けれども、同じような社会事情が継続されたにかかわらず、その他の方面にこれが適用されておる。こういう事実があることは、大休、現在の暴力等取締法によつて処罰されておる判決の件数からいきましても、六割の労働運動が巻き込まれておるわけなんです。従いまし

て、本件で私どもが一番問題にいたしておることは、職業とし、何らの生業を持たずにやっておる者に対する処罰という御意向のようなんですが、それから、ゆすり、かたりをしておるといふ、そういう集合した団体そのものを、さういふ集合した団体そのものを、さういふ法を考へるべきだ、そのことが一番必要だと思つておるんですが、さういふ点には何ら触れてないのです。が、さういふ点はどうなんですか。

○竹内政府委員 この立法のねらいは、先ほど申しましたように、広く言われております。グレン隊とか、あるいは親分子分の關係で結びついておる組織的な暴力、さういふものから生ずるところの害を防ぐということにねらいがあるのではありませんか。

今お話しのように、暴力行為等処罰に關する法律の適用が、その後政府がねらつた立法当時の趣旨を離れて一人歩

きをして、そして思ひぬ方向に適用さ

れたのではないかとおつて、その点は、速記録を調べてみます。その点は、お話しのように、なるほど暴力行為等処罰に關する法律が労働運動その他に適用されないといふ趣旨の答弁があつたことがわかれるのでございませぬ。さういふように法律ができておる限り、その構成要件に該當するようないふ事態が発生いたしません。ならば、その法律の適用を見ますことは、これはいかに政府側が履行いたしましたも、法律の持つておるべきところの性格から当然出てくることなるといふべきです。そこで、このように適用を防ぎますためには、特別立法といふ形をとるよりも、本来さういふものは刑法犯の犯罪に根ざすところの犯罪といふものであることを明確にいたします。意味におきまして、冒頭にも大臣からお答え申し上げましたように、刑法の規定としてこれを理解いたしましたのでございませぬ。刑法の規定として理解いたします以上は、各暴力立法ではございませぬけれども、各本条の各章に分れてそれぞれ立法趣旨がその章によつて明らかになるのをごいませぬ。たとえ

ば百五條の二を例にとつて申しますれば、これはお札参りを処罰する規定でございます。これはお札参りを処罰する規定でございます。従いまして、これは証憑隠滅、証憑を保存するといふ保護法益の範疇にこれをいれまして、さういふ趣旨でこの規定は理解すべきものであるといふことを刑法の成文をもつて宣言をするといふ態度をとつたのでございませぬ。

て、あるいは持凶器集合罪というよう

なものが広く労働運動あるいは大衆運動に適用されることはないか、私どもは、大衆運動や労働運動が凶器を準備したり、あるいは準備あることを知つて集まるといふような形態のものではないと理解をいたしておる。さういふで、労働運動がさういふふうには逸脱して、昭和二十七年の騒擾罪といふたうな形のものに転化をいたします。場合には、これはこの法律の適用を免かされるわけにはいきませぬけれども、健全なる労働運動がさういふ形をとらうとは、とうてい私どもとしては想像もつかないのでございませぬ。さういふふうには私どもははつきりこの章の中に入れておる。この章の意味するところの法律概念によつて、解釈、運用もおのずからそこに出てくる。これが刑法の一般法典としての特徴を持った特性とも申すべきものでございませぬ。さういふ意味におきまして、刑法典にこれを規定することによつて、その立法趣旨を明らかにいたしました次第でございます。

○古屋委員 もう一つ私が憂へますのは、お答えを願ひたいと思ひます。問題は、結果は同じでございますけれども、今のさういふゆすり、かたりをすることを職業とし、さういふことを生業を持たずにやっております人たちの暴行の問題と、それから、憲法に保障された団結権、罷業権を持った労働者諸君の、主たる目的が労働争議によつて行われた問題、さういふような問題と、同じ暴力といふ形はありませぬ。これは根本的に区別すべきことが当然だと思つておる。従いまして、情状の問題にあらずして、根本的な成立

要件の問題としてここに考へなくちや

ならぬことは、さうした正当な集合体を持ったものたちの行動の行き過ぎのような場合に關する問題と、それから、たゞいまお説のさういふゆすり、かたりを問題にして、それを職業としてやっております人たちの問題と、同じ結果が現れたといつたとしても、これを区別すべきじゃないか、区別しなければほんとうに御趣旨のような目的は達せられないのじゃないかといふことが一つ。それから、もう一つは、私どもがおそれますのは、今言つたように、立法者の意思から勝手に一人歩きをする、ややもすると取締官は擴張解釈をされるわけでありませぬ。このことは、取締りをする方と取締りをされる方との立場の相違によつて、同じ事実でございます。さういふことが違つてくるのであります。さういふこと人間の考へ方の基本となるべき——もつと申しますならば、社会思想上の立場からわれわれにしたいに検討をして参りますと、やはりこの両者は固然と区別した立法をいたさなければ、将来非常なおそれるべき結果になるのではないかと。従つて、さういふ点を区別すべき意思があつたかどうか、区別されるようなことがありませぬけれども、それを同一に考へてさういふような改正法案を出したのであるか、さういふようなことを承つたかと思ひます。

○竹内政府委員 この刑法の規定は、自然犯と申しますか、何人が犯す場合におきましても、反道徳的な、反倫理的な要素を持つておる罪を刑法の中に書き込むのが通常の立法政策でございます。ここに掲げましたような暴力立法、たとえば集合罪の規定にいたしま

しても、あるいはお札参りの行為にいたしても、この種の問題はいずれも自然犯的な犯罪であるというふうな考え方をいたしておるのでございませぬ。従いまして、これはいかなる人が犯しましたとも、このようなことは今の自然犯的な意味におきまして処罰に値するものであるという理解のいたし方をいたしておるのでございます。ただいま御疑問の点の、労働運動の場合には除外をする、特に職業的にゆすりその他をやっておる連中だけが犯罪の主体になる、つまり一種の身分犯的な考え方を入れるべきではないかということでございますが、そうなりますと特別法で考えるか何かしなければならぬのでございませぬが、今回の立法の構成要件をいかに御検討いただきたいと思ひますが、これらの行為は、身分犯をもって律すべきものではなくして、自然犯として何人も処罰に値するものというふうな理解される犯罪形態のものでございませぬので、そのようにな身分犯的な考えを入れて立法を考えたことではないのでございませぬ。

○古屋委員 私は努めて総論的なことをお尋ねしておるわけですから、各条文に入つての問題は後日御質問申し上げたいのですが、このことをなぜ私がさようにしつこく御質問申すかと申しますと、あとの方に参りました、器物毀損罪を親告罪からはずした点、それから暴行脅迫が緊急逮捕の点、こういう点を並べて参りますと、私どものひがみかもしれませぬけれども、本刑法の一部改正というものは、全部これは大衆運動、労働運動の取締りの意図のもとにやられておるんだというふうな見通しが私どもはつくわけですね。な

るほど被害者保護という立場でございませぬけれども、従来何ゆえに器物毀損罪に対して親告罪というものを認めておったか。それから、緊急逮捕の問題につきましても、これは今でも憲法上相当の疑義がある。なるほど最高裁判所の判例は憲法違反でないというふうな判決が下つてはおりますけれども、少くとも基本的人権を尊重する憲法の建前から言へば、これはやはり憲法違反ではないか、その憲法違反であるという疑いのある緊急逮捕をさらに拡張して暴行脅迫というふうな簡単なできごとに対してまでこれを実施する、こういうことに相なりますと、これは労働争議のすわり込みなんていうことはできなくなるのです。労働争議の一つの手段として、相手方を多少不利益な立場、相手方に対して多少の遠慮させるような態度をとらなければ、労働争議にならない。従つて、労働争議と暴力行為との今回の限界について明確に御答弁願えればけっこうだと思ひますが、いかがでございませぬか。

○竹内政府委員 正当な争議権の発動としてなされませぬ他の法令違反というものが犯罪の成立を阻却いたしますことは明確なことでございまして、法理的に争いのないところでございませぬが、その争議行為が争議権として認められない場合におきましては、その行為が他の法令に触れる場合には、その行為が他の法令に抵触する場合には、これも法令によつて処罰を免れない、これも法理的に異論のないところでございませぬ。従いまして、このような規定が争議行為の段階において適用を見るかどうかというところは、その争議行為が自

身的に申しまして、正当な争議行為につきましても、これらの法令ばかりでなく、今回の改正暴力立法の部分だけでも、その他の刑罰法令につきましても同様な適用を見ないのでございませぬ。その点は御懸念のようなことはなからうというふうな考へ次第でございませぬ。

○古屋委員 刑事局長のような法律的な考へと人の人たちはそれでいいのですけれども、現在石田労働大臣は労働争議の範疇に入れるべき綱領みたいなものを下に流しておるようでありませぬが、行政的な解釈から考へたいいろいろの解釈問題について、果してどの程度が労働争議の範疇に入り、どの程度は逸脱したものであるということを認定するのは、第一線の警察官あたりがやられると思ひます。そういう場合に、どこまでが労働争議であり、どこまでが暴力行為である、こういう認定をする場合に、私どもが非常に憂へませぬのは、立場が違ひますと、同じ事実について考へ方が違ひます。たとへば、端的に申し上げますと、取り締まる立場に置かれる人、あるいは労働争議によつて追い込まれる立場におられる社の人たち、あるいは内閣不信任案を出そうという社会党の立場と、出される方の政府与党の立場では、同じ事実に対して考へ方が違ひます。これは人情のしからしめるところであります。そういう場合に、果してこの法案が悪用されるおそれがあるかないかということについては、労働組合の諸君から考へれば、これは労働組合の立場から、悪用されるおそれがある。一方立法者の立場から申しますと、なるほどこれははつきりと、阻却

事項というものは労働争議になるやいなやによつてきまるのだ。これを果してそれが検挙し、それが認定するかどうかについては、やはり第一線の警察官並びに検察官がやらなくちゃならぬということになります。かようになりませぬと、先ほど申し上げました人情の機微でありますから、守る方と守られる方と、いわゆる検挙されるという立場に置かれる者と検挙される立場に置かれる者において、同じ事実に対して考へ方が違ひし、認定が違ひ、こういうことが現実にはあり得ると思ひます。そういう場合に、本法のような刑罰が押し出されて参りますと、このことについて相当心配をいたしました懸念するのは当然だろつと思ひます。従つて、これが納得のいけるような御説明と、納得のいける理由がなければならぬと思ひます。その納得のいく御説明、納得のいける理由というものを明確にしていただきたいというのが私どもの考へ方なんです。たとへて申し上げますならば、この法律が制定されることによつて、集団的なゆすり、かたりを職業とする、今当局がどこまでも取り締らなければならぬという対象となるべきそうしたばく徒の団体であるとか、特殊なグレン隊の団体というものがむしろこの法律からのがれることになつて、罰せられる者は、ときに労働争議をやつて少しぐらゐり行き過ぎをした者、その者が罰せられることになる、こういう結果になりはしないかということをお私はおそれるわけです。というのは、この法律でこのぐらゐりの処罰が規定されましても、ゆすり、かたりを職業としておられます連中は、必ずお札参りをす



から、これも人情だと思ふ。無理にゾグザグを組んでわれわれ警察官をばかにしてやる、しゃくにさわると怒るのは当然です。そして、二、三の人間を引っぱり出して、これはけしからぬという事になってきたが起る。

警察官の方では、これは職務執行妨害だと言ふ。片方は、ある程度までは秩序整然としてジグザグコースをとったのだが、二、三人ばくられたから、それはけしからぬといつて抗議を申し込むという事に現実はなりません。結果はそうはならぬと思ふ。そういう意味におきまして、私が申し上げたいのは、労働組合運動からくるそういうような行き過ぎの問題について暴力と称せられる程度のもので、最初から計画的に、今申し上げたように、なりわいに、生活の資料にするためにやっている人の暴力というものの区別が非常につきにくいじゃないか。従つて、なるほど理論では、労働争議の場合でも、行き過ぎて、しかも刑罰の範疇に属して自然犯であるから、その範疇に属する行為があれば処罰するのは当然だといふことは、理屈では言えると思ふのですけれども、実際上の問題となると、認定をする人の立場で変わってくる。従つて、私は、今回の問題について、一方で器物損壊罪が親告罪でなくなつたために、すわり込みをやつてきたこととして器物損壊をやつても、今までは官庁でも会社にしても親告しないからこれを処罰しないものを、今度は勝手に警察がひっぱつていける、それから、これ自体、争議行為の少し行き過ぎた行為というものは暴行・脅迫の範疇に必ず入るから、これは緊急逮捕される、こういう事に相なるとい

うことに対して私どもは憂えるわけです。そういう一連の關係がなくなれば、たとひ、少くとも暴力犯処罰取締法違反の経過などから見ても心配になるわけです。そこで、そういう區別はつかぬものでしょうか。たとえば、労働争議における、あるいは陳情、請願に來たような場合の關係は、これは一時的のものでございまして、計画的、長期的にわたるものでない、そういう場合と、それをなすに似ておられる場合と、區別はつけ得られると思ふのですが、そういう点についての御考慮による刑法改正といふことをお考えになられるかどうか、その点を伺いたい。

○竹内政府委員 だいたい御懸念のような、暴行、暴力にある種の區別をつけるという事は、立法技術上ほとんど不可能だと私は考えておりますが、今先生の御懸念になつておられるような点は、集合罪につきまして、一部の学者の中に先生と同じような御懸念の意思を表明した方がおられるのでございませぬ。法制審議会におきましては、たゞいまの緊急逮捕の問題やあるいは器物損壊等の非親告化の問題につきまして、今先生のおっしゃるような意味においての御懸念はほとんど見られなかつたのでございませぬ。器物損壊や文書毀棄のような罪は、これは明治四十年当時は親告罪として取り扱われることになつておつたのでございませぬけれども、昭和十五年に改正刑法法案が発表されましたときは、すでにそのようなものは親告罪としておく理由に乏しいといふことで、これを非親告罪とするといふ案ができておるのでございませぬ。法制審議会におきましては、学

者、実務家、弁護士の方が入つての御審議でございませぬが、その中における議論を見ましても、この点が労働争議に、あるいは大衆運動等に適用されるおそれがあるというような意味からして議論された方は一人もございませぬ。申したことを申し上げてはばからぬのでございませぬ。要するに、この規定だけを特に労働運動あるいは大衆運動と職業的な暴力団との間に區別をつけるという事は、立法技術的に無理な話でございまして、むしろ、これが正当な争議行為であるかどうかといふところの判定は、何も取締官が勝手にするのではございませぬ。正当な争議行為であるかどうかは、労働三法を以ての基準といたしておるのであります。はつきりとしたしておるのであります。まづならば、本法の適用を受けないこととは、これまた法律的にはきわめて明白なことであるといふふうに私も理解いたしておるのでございませぬ。

○古屋委員 この点についてはもう少し掘り下げていただきたいと思つておりますが、なわ張り争いであるとか、博徒の親分であるとかいうようなことはだんだん少なくなつて参りまして、むしろ、ちゅうわれわれの生活を脅かしておるものではないかという最近の状況ではなつておると私は思ひます。従ひまして、そういう特殊な問題を処罰する目的のために、ことに、最近のようにならぬやうな参りまして、労働争議は日常社会に不安を与える非常に大きな原因をなす場合があるわけなんです。従ひまして、そういう問題に關する問題については、相当地慎重に考

えていかなければならぬ、この確信を持つわけなんです。実はこの点につきましては時間がございませぬから午後三時三十分過ぎに御質問申し上げたいと思ふのですが、午前中は一応この程度にして、午後私各論に入らしていただくことにいたしました。午前はこれで私の質問を一応打ち切つておきます。

○町村委員長 間もなく本会議が開かれるようでありませぬから、本会議散会后本委員会を再開することとし、これにて暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

○町村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○三田村委員 文部大臣に御出席願ひまして、青年犯罪と文教政策について御所見をお尋ねいたしたいと思ひます。

大臣御承知と思ひますが、青少年犯罪最近の傾向を見ますと、激増の一途をたどつております。これは大きな社会問題であると同時に、世論の関心を集めて参りまして、民族の將來、国家の現状にかんがみて非常に憂うべき傾向だと思ひます。しかもその実態は世間によく知られておりませぬ。私は、当委員会を通過し、参議院も通過いたしました苑春防止法の施行に伴ひ、去る三月四日に映画関係者の出席を求めまして、映画の青少年犯罪に及ぼす影響とが、所見とその対策を伺つたこ

が声を同じうして言われたことは、青少年犯罪がこのような傾向にあることは全然知らなかつた、これは大へんな問題だ、われわれも大いに責任を感じ、かつ世論に訴えて、国民とともにも良識のある処置をしなければならぬといふことを言つておられませぬ。でありますから、私は、この問題について、このよつて來たる根本の問題とその対策に關しては、文部大臣は、長い政党政治家としての御経験と、さらに在野法曹としての深い御経験をお持ちでありますから、これが單なる立法的処置、刑罰的処置だけで解決し得ない重要な問題であることは万々御承知のことと思ひますがゆゑに、それらの問題について少しばかり最近の事情を申し上げて、この際御所見と対策について御方針を伺いたしたいのでございませぬ。

最近五カ年間の統計であります。これは警察庁にお願いして調べてもらいました資料であります。これによりますと、昭和二十八、二十九、三十、三十一、三十二年、この五カ年間に、十四才から二十才未満のいわゆる未成年、この階層の少年で、單なる行政犯ではありませぬ、刑法犯として警察に検挙された者の数が五十四万四千九百六十二人あります。さらに、二十才から二十五才未満の者で、これが同じ刑法犯で検挙された者が七十四万四千四百四十人あります。合計いたしますと十四才から二十五才未満の者でこの五カ年間に刑法犯罪として警察に検挙された者の数が百二十万九千三百七十四人となつております。これは警察に検挙された者だけの数でございまして、大臣御承知の通り、警察に検挙されない者

で同一傾向にある者がどのくらいあるか、これはなかなか想像にかたい問題であり、確かに検査されない者の中にも同一傾向の者が多数あるという事は想像にかたくないのであります。これは昭和三十年十月の国政調査、内閣統計局の資料であります。これに基づいてこの五カ年間に成年に達した者、いわばこの五カ年間に同一年令層にある者の数を推定計算いたしますと男女合せて八百五十六万九千余人になっております。大体その中の半数は女子、半数は男子とします。しかも検査者の大部分は男子であります。そういたしますと、男子四百二、三十万人のうち百二十万九千人が刑法上の罪を犯して警察に検査された、こういう計算になるのであります。一体これは何を意味するか。この検査された者だけの数から計算いたしましたも、つまり、十四才から二十五才未満の階層の青少年層の中で、男四人のうち一人が刑法上の罪に問われて警察に検査された、こういう数字になってくるのであります。これはまことにゆゆしい注目すべき問題であります。さらに驚くべきことは、昭和三十一年と二年の両年度の少年犯罪であり、これは十四才から二十才未満の者を特に警察庁にお願いしてその資料を調製していただいたのでございませうが、これによりまして十四才から十六才未満の者、これは三十一年が二万二千三百十四、三十二年が二万六千二百七十八、十六才から十八才未満の者が、三十一年が三万四千四十一、三十二年が三万八千二百五十二、十八才から二十才未満が、三十一年が四万八千三百一、三十二年が四万九千七百七十、

合計、三十一年が十万七百五十六、三十二年が十一万四千三百、歴年累増の傾向を示しております。しかも、三十二年の犯罪内容を別な資料で計算いたしますと、二十五才以上の成人を含めた全刑法犯の中のパーセンテージを調べてみますと、十四才から二十才未満の者が犯した殺人の罪が一六%、強姦の罪の中の強姦の罪が三九%、強姦の罪で検査された者が何と驚くか、五三%です。十四才から二十才未満の者が犯した強姦の罪が全検査者の五三%を示している。これは実に驚くべき傾向だと思えます。しかも、御承知の通り、強姦罪のごとき犯罪が警察に検査される場合は、その全被害者の一何%であるかということも、これは想像されるのであります。御承知のように、強姦の罪のごときものは、なかなか被害者はすなおに警察に届けません。その被害者の将来を思つて、あるいはいろいろな点を考慮して、午前の委員会でも問題になりましたが、そのあとのたたりなどということも考えまして届け出ない。従つて、警察が検査の手を伸べない場合もあり得るのであります。しかも全強姦罪の五三%は二十才未満の青年によつて犯されておる。こういう統計が出ておる。これはきわめて重要な問題であることは、文部大臣御理解願えると思ひます。ここでさらに私はつけ加えたい問題は、これは最近の傾向である限り戦前の比較というものが必要になってくるのであります。戦前と申しまして、戦時中は比較対照の材料になりません。戦前はうんと犯罪が減つております。戦前、すなわち支那事變の始まらない昭和十一年の統計を一〇〇といひまし

して、青少年犯罪の計数を出してみますと、戦後十年を経た昭和三十年が五〇〇になっております。すなわち五倍です。戦争のない平和な社会環境を比較してみても、戦後十年を経た三十年で五倍、一体これは何を意味するか。これは文化国家であるとか民主国家であるとか言えるかということに、われわれの重大にして深甚な反省が要するのであります。ここでわれわれは、この立法の折、国政の最高機関としてこの法案の審議に当る際に深く考えなければならぬことは、犯罪者として検査された青少年の将来であります。まだ精神的に肉体的に未成熟な青少年が刑法上の罪を犯し、しかも重罪として検査された場合、将来どうなるか。これはその当事者の立場に立つてわれわれは考えなければならぬと思ふのであります。さらに、被害者の立場——殺された者、むざんに生命を奪われた被害者、あるいはまた、強姦罪の対象になつて、それこそ自己の責任でなく失われた貞操、そういう人々の、その子女、婦女子の将来がどうなるかということも考えた場合に、これは容易ならぬ問題であると言わざるを得ないのであります。今日四十才、五十才を過ぎたわれわれの年齢の者は、一応歴史上の責任と申しますか、人間としての責任を終つてきたと言わざるを得ません。これから将来のわれわれ日本の民族の繁栄の推進力となるものは、言うまでもなくこの階層にある青年層であります。そういう青年層が、その犯罪の数が戦前の五倍であり、しかもその犯罪の内容が年々凶悪化していく、こういう事態を見た場合に、十年二十

年、いな三十年、四十年後の日本はどうなるのだろうか。私は、一たび犯罪を犯して警察に検査されたそのことによつて人間の一生が失われるとは思ひません。しかしながら、そういう環境にあられた者がどんな心理的あるいはまた思想的攻勢に動かされていくかということも考えてみなければならぬと思ふのであります。どこか社会構造の中に欠陥があるんじゃないか。文部大臣に端的に申し上げて御所見を伺いたいのであります。が、文教政策の責任いかんという問題も出てくるのであります。十四才から二十才未満、いわゆる犯罪年令に達するまでの人間完成の道程と申しますか、先ほど申しましたように、この間、三月四日、映画関係者の意見を聞いた際に、「簡単に」と呼ぶ者あり——重要な問題ですよ、これは、映画関係者の意見を聞いたときに、その瞬間の衝動といひますか、社会環境によつて犯罪を犯す、その瞬間そのときに持つておる青少年の心理的条件といひますか、つまりその前の人間完成の道程が一体問題であるんじゃないかという意見も私は聞いたわけですよ。つまり、それは何をいうかという、中学校、それが何をいうか、小学校に於ける教育であります。よくわれわれが言う言葉であります。よくわけておちに行つて立ちどまる人間の自制心です。犯罪は瞬間的衝動で行われ、立ちどまる人間の自制心、自制心といふものがどこかに欠けているんじゃないか、これをわれわれは考えるのであります。私はそういう意味合いから文部大臣にその教育上の問題についての御所見を伺うのであります。

して、簡単に言われますが、私も当委員会において法案を審議する責任を、申し上げて御参考を供し、御所見を伺いたのであります。昨年の六月でありますか七月でありましたか、前法務大臣の中村梅吉氏と、私は所管事項の視察に行つたことがあります。大阪の刑務所に行つて既決死刑囚の生活の状態を見ました。二十四、五才から三十才くらいの既決囚が実に惨かな姿で独房に生活いたしておりました。あすかきょうか、ドアをあけられた瞬間に絞首台の露となる人々であります。静かな生活をしていゝ。人間の性はもと善なりといわれまゝ、私はその通りだと思ふ。しかも、犯罪の記録を見ると、残虐目をおおするような犯罪を犯しておる。政治の衝にあるものは一人といへども人間の生命はとうとうとしなければならぬ。どこに欠陥があるか、重大な反省を必要とする私は思ふのであります。一つ文部大臣の御所見として伺いたのであります。第一の点は、今申しました中にある、青少年が犯罪年令に達する以前の教育、つまり小学校に於ける教育の点です。これも私は何も今の教育制度が悪いと言ふんじゃない。一人々々の学校の先生に会いますと、実に真摯にしてまじめなりつぱな先生がおります。自分の給料の中からわずかな小づかいをさいて自分の受持の子供を育てていくつぱな先生がある。しかるに、一たびこういう青少年の階層をながめてみると、こういう実に憂うべき状態がある。法務大臣、文部大臣、長い経験をお持ちでありますから、こういう問題についてどういふ御所見をお持ちでありますか、

まず伺ひいたします。

○松永國務大臣 御指摘になりました青少年の犯罪、まことにこれは苦々しいことだと存じまして、私は、文教の府に職を奉ずる前から、これは何とかせぬければならぬ問題じゃないかというところを明け暮れ頭を痛めておりました。それは、御承知かもしれませぬが、私は弁護士を商売にしておりました。ことに終戦後は政治家を退放されまして弁護士専門でやっております。しかも私はその弁護士の中で刑事専門でございます。これは、正直なことを申し上げますと、民事を引き受けますと、坊主が儲けりやけさまで儲けで、相手方から儲けられるから、昔から刑事専門で来ておる。従って、今仰せになりましたような青少年の犯罪者の数の多いこと、終戦直後からますますと見せつけられております。まだまだ、あなたの御指摘になりました昭和二十八年ごろ以来じゃない。その前には、もう東京の法廷でも、私の任んでおります浦和の法廷でも、熊谷でも、横浜でも、ほとんどなわつぎになつて法廷に並んで来るのは青年層ばかりであります。思慮分別に富んだ四十代、五十代の人々はほとんどいない。もう青年層ばかり。これで一体次の時代をどうする青少年がこのままの姿でいいのだろうかというので、まことに私は介護することに目頭が熱くなるのを感じておりました。そうした青少年の犯罪、しかも、その法廷にさらされたら、隠れたる犯罪者、それは仰せの通り相当の数に上るであらう。これを何とかせぬければならぬと考へますが、その前に、一体どうしてこう青少年の犯罪がふえたのであろう

か。犯罪がふえるということは、犯罪

にならぬ、いな免れておる青少年が相当おるといふことを考へますと、身ぶるいするやうな気がするものであります。従つて、以前から、どういふ原因がこの結果を生んだのであるかというところについて相当心配して研究もしておつたのであります。私は率直に申し上げますが、この原因はやっぱり戦争です。三田村委員御承知の通り、五・一五事件、二・二六事件の発生の当時から、軍部が強い力を持ちまして政治をつかみました。私どもは、その時分の政治家としてははなはだいくじのない話ですけれども、これを阻止するところができなかった。政治をつかみ、さらに教育をつかみました。その時分の文部大臣が陸軍大将であつたことは御承知のことでありましょう。でございますから、その教育のあり方も、ほんとうに今から考へると驚いた教育に引きずられておる。政闘精神の培養といふますか、撃て、踏め、けりつけといふやうなことを教へたり、八紘一宇とかいつて、できぬことを青年に教へておる。あたかも全世界の人類をわれわれの手で掌握するといふやうなことを教へ込み、そして、やれいまいに全世界を日本が指導するのだ、といふやうなことをたたき込んだことも御承知だと思ひます。そして青年層ばかり立てられて競争に行つた。いな、競争に行かない者は工場で兵器弾薬を作る。そして、八紘一宇という考へ方でも、まあ間違つた考へ方でありませぬけれども、教へ込まれたままに、将来の明るい希望、将来の夢みをつないでやりました。それが、二十年の八月十五日にどかんと敗戦ということになつ

てしまつた。しかも、その当時の社会

環境は、もう衣食住に事足りずして、どうにもこうにもならなかつたことは御承知の通りであります。ですから、やはり虚脱状態、あるいは放心状態、やけくそになつてしまつたといふことも争ひない事実でございます。しかも、右申し上げたやうに、競争前には歪曲せられた教育が施され、競争後は道徳教育といふものをア・メ・キさんがかりならぬといふので教へることができなかつた。仕込むことができなかった。いわんや、われわれの先祖がどんな道行きをしてきたかといふことを知るべき歴史、それすら教へることができなかつた。青年にプライドを持たせることができなかった。この四つに島に九千万人の同胞が生存いたしておるすが、どんなふうになつておるかといふ地理も教へることができなかつた。まことにこれは青少年がかかわりなかつた。そして結果が、仰せになつたやうな、犯罪者を生み、犯罪者に近い不良を生んでおるといふこと、それが全部じゃありません。いけれども、やはり大きな原因になつておると思ふ。従つて、どうしてもこれは、仰せの通り、一番子供のときに、小さい小学校、中学校の時分に人格を陶冶せなければいけません。人間を作らなければいけません。その仕事を等閑に付せられておる。等閑に付せられたらどろじやない。やつてなかつたといふことなんです。従つて、右申し上げるやうないろいろ不良が累加して参るやうになる。これを何とかせんけりやならぬと思ひまして、今御承知の通り道徳教育の強化を叫びまして、そして曲りなりにこの四月から小学校、中

学校、高等学校等に手引きをして、そ

うして是非善悪の弁別心を培養しようといふことになっております。それは学童の問題だけでございませぬが、青少年の問題については、また御質問でもあれば私の考へておることも申し上げてみたいと思ひます。

○三田村委員 あと一点要約して御所

見を伺つておきたいと思ひます。これは文部大臣もお述べになりました通り、私も競争中から同じ政治の第一線におりました一人として、その責任を感じておる一人でございます。しかしながら、競争中に原因があり、戦後の教育に原因があり、それだけが原因であることをわれわれが取り上げるだけで問題は片づかないと思つたのでございませぬ。問題は今日以後どうするかといふ重大な段階であります。ゆえに、せつかつ文部大臣の冷静にして深き考慮のもと、すなおにして謙遜な文教政策を期待してやまないのでございませぬ。これはひとり中小学校の教育だけでなくて、社会環境の是正という問題が大きく取り上げられなければいけません。これは、別な言い方をいたしますと、大臣がお話しのやうに、一つは青少年に一番大切な希望とか目標といふものがなくなつたといふことなんです。同時に、青少年に希望や目標をなくしたことは、おとなの責任でもあつた。おやじがやつておる。母親がやつておること、兄貴がやつておること、おとなの社会の生活環境といふものが純真な青少年の心理にどのやうな影響を及ぼすかといふことも、われわれは看過してはいけません。思つたので、そのおとなの社会の是正、すなわち社会環境の是正といふものは、これは私は大きな文教政策の一つでなければいけないと思ひます。文教政策といふものは、私は学校教育だけにあるのじゃないかといふことを申し上げたい。これは別に制度とか機構とかいふものをどうするといふことじゃなくて、文部大臣も閣僚の一人として、政府全体で——政府は申し上げるまでもなく国民の意思によつて構成されるものでありますから、国民の利益のために、民族将来のために、われわれの住む社会をよりよい社会となし、将来をどうするやうな青少年をどうするやうな方向に持つていくか、そのために必要な社会環境の是正といふものは、私はぜひともやらなければいけないと思つた。青年層の問題もありません。青年をどうするやうな政策もありません。そういうことについて大臣は十分考へておられますが、ぜひとも研究は十分慎重にやつていただかなければなりませんけれども、十分に民主的に研さん研究をされて、一たびこれはやらなければならぬという結論に達した場合には、勇気と決断をもつてやつていただきたい。そうしませんと、どこかに一つの大きな——この問題は、申し上げるまでもなく、親も兄弟も、教育者も、世の識者といわれる人も、みな一緒に心配をしませんと、片づかない。法律だけ作つても片づく問題でない。刑務所に入れることによつて片づくものでない。そういう立場から、私は、大きな文教政策といふものをぜひとも打ち立てていただきたい、これをお願いするのであります。

私たちはここで、刑法改正の重要な部分として、岸総理の言われる暴力の

追放、そのための法案の審査をやつて  
いるのでございませうが、文部大臣も  
おっしゃつたように、われわれは戦時  
中の経験をなまなましく思い出すので  
あります。厳法酷罰もつて治めるに足  
りない。法律だけ作つても世の中は明  
るくなりませぬ。そういう立場からす  
るならば、もっと大きく幅広く打ち出  
していく政治の何ものかが要るのだと  
いうことをしみじみ感ずるがゆえに、  
経験の深い文部大臣の御所見を私は伺  
うのであります。長いことくだくだし  
く申し上げなくてもおわかりの大臣の  
ことでございませうから、今申しました  
社会環境の是正、それが大きな青少年  
教育、青年学級の問題もありませう  
し——私は今日は予算上の問題をお尋  
ねいたしませんが、予算が足りなけれ  
ば、われわれは当然国民の代表として  
手当をする責任がありますから、三十  
三年度は間に合わなくても、来年度は  
その手当をしなければならぬ責任を  
感じます。そういう観点から、今申し  
上げました社会環境の是正と、大きな  
青年教育、スポーツなんかも含めたそ  
ういう立場から、文部大臣の御所見を  
伺つてみたいと思ひます。

○松永國務大臣 きわめて簡潔にお答  
えいたします。仰せになりました通り  
、道徳教育を幾ら学校で強化いたし  
ましても、それだけでは何にもなりま  
せん。やはりそれは、家庭において  
しこうして社会においても協力をして  
いただく、社会、家庭、学校、三位  
一体となつて万全を期せんければなら  
ぬと存じております。しかも、学童は  
少年、学校に入つておられない、義務教  
育を終えた青少年、この人々に対する

教育方面はやはり私の所管でありま  
す。すなわち、学校に入つておられま  
す子供たちは学校でやはり教育をいたし  
ますが、これを何とかが育て上げていかな  
ければならぬ。特にそのために、私は、  
勤労青少年をどうするかということ  
で、今の定時制教育、通信教育を受け  
ている人、こういう人々には何とかし  
て手厚い救援の手をやはり国家がなす  
べきではなからうかというので、今日  
までも努力をやつて参りました。勤労  
青少年に対しましては、若い思春期の  
時代ですから、これに対しては、やは  
り興味を持たせ、必要性を感じさせ  
て、ほんとうに教育の場としてこうい  
う階層の人々を導いていかなければな  
らぬと思ひます。それには、いわゆる  
青年学級、こうした設備もありませう  
で、この青年学級教育の振興をはか  
り、この青年学級あたりの指導者をや  
はり作つていく、こういうこともやっ  
ております。さらにこれから強化して  
いくことになつております。ことに、  
今ちやうど幸いなことにはスポーツ熱  
が非常に盛んでありますので、明朗に  
して活力あるところの人間を作り上げ  
なければならぬというので、スポーツ  
やレクリエーション、そういうものも  
奨励いたしまして、そのための体育指  
導委員を設置いたしました。そうし  
て、全国のすみずみまで、そういう委  
員の活躍によつて、野外活動ですか、  
そういう方法も採用いたしまして充実  
させたい。さらにまた、みんなが協力  
し団結していくという氣風を培養する  
ために、おかげさまで予算をいただい  
どころの青年の家、こういうものも  
できるだけうまく運用いたしました。

○三田村委員 文部大臣のせつかくの  
深き御協力と御精勵を切望しまして、  
大臣に対する私の質問を終ります。

○町村委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 午前中お尋ねいたしまし  
た暴力に関する関係、特に多数の人の  
集合罪に関する関係を御質問いたしま  
すが、時間がないうのでございませう  
から、郵政大臣にこれに御関係した御質問  
をしておきたいと思ひます。なお、  
法務大臣も刑事局長も、いろいろと今  
審議中の集合罪の問題とも関連を持ち  
ますから、お聞きを願ひたいと思ひま  
す。

○田中委員 郵政大臣にお尋ねしたいと  
思ひますが、これは郵政大臣がしばし  
は御答弁なさつておられますから、私  
はそのことを繰り返さずに、端的にお  
尋ね申し上げたいのですが、三月の二

十日の中野の問題なんです。そこで組  
合の諸君がかつて使つた事務所に対し  
まして、しかもベースアップの団体交  
渉をすれば当局に申し出て、それが  
行われずにおります関係上、労働組合  
の諸君が事務所を中心今後の対策を  
講ずる、団体交渉に対するいろいろの  
準備をいたすというために事務所集  
合をいたしまして、いろいろの指図を  
したり仕事をするわけですが、その組  
合事務所を、夜の一時ごろになりまし  
てから、わずかの時間これを撤去し  
なければ封鎖をする、しかもその通告  
に申し上げなければ他の力を借りて、端的  
に申し上げますならば警察の力を借  
りてそこを明け渡さざるような状況に  
置かれたという事実、大臣にさような  
事実をお認めになるかどうか、この点  
をまず一つ事実として承りたい。

○田中委員 御答へいたします。  
ただいまのような事実はないようござ  
いませう。そのあつた事実はどういう  
ことですか。一時ないし一時半  
に、中央闘争委員一、二名を含むその他  
の諸君が——中央郵便局に所屬をしな  
い諸君が十五、六名組合事務室に参り  
まして、職場離脱の問題でありますか、  
放棄の問題でありますか、いろいろな  
問題に対して噴騰きわまるような態度  
で事務室を使つておつたようでありま  
す。でありますので、管理者は中野に  
所屬する組合員以外は建物外に退去し  
てもらいたいということを再三勧告を  
したのでございませう。しかし、そのあ  
つたので、局長室に団体交渉の名をもつ  
てなだれ込もうとする氣配がありまし  
たので、局長室のとびらを締めておつ  
たのであります。局長室のとびらを  
締めておつたら、なだれ込まなかつた

わけでありませうが、まわりが静かに  
なつたので局長室のとびらをあけてみ  
たら、四百名の全員が職場放棄をして  
局外に退去してしまつたというよう  
なのが事実なのであります。ただいま  
調査中ではありますが、私もいろいろ事情  
を調査いたしておりますので、明確に  
お答えできかねますが、そういう事情  
が事実のようでありまして、ただいま  
古屋さんの言われたような事情はない  
ようでございます。

○古屋委員 大臣から私は確答を得た  
いと思ひますが、これが事実問  
題として相当大きな問題となると思  
ひます。私の方で調べた事実  
によりますと、三月二十日午前一時  
二十分ごろに、とにかく組合事務所  
は午前三時限り明け渡せ、こういう申  
し出がでたのであります。この通告者  
は測上厚生課長で、しかもそのことは  
やはり上司からの命令であるらしいの  
ですが、これは想像でございますが、  
測上厚生課長からそういう通告があつ  
て、労働組合の諸君の方では、厚生課  
長が考えられているような事実はない  
か、両者話し合ひをしてみたらどう  
か、そのことに対する話し合ひをし  
よう、こういうことで組合の代表者と  
交渉をいたしましたけれども、とうと  
うその部屋に入れない、こういうこと  
で物別れになりました。そこで、組合  
の方では、二十日の午前八時ごろから  
十時ごろにかけて職場大会を出しな  
ければならぬという計画の指令を出して  
おりますので、その事務所の明け渡し  
の問題でございませう。しかも、  
夜半ではあるし、お互いによくない、  
従つて、避けようということ、その  
問題については指導者の立場からい

ろいろ考慮をなされた、こういうような事実があり、しかも、さような場合のことを考慮して、たしか御存じになつておられると思うのですが、そういう場合には、組合といたしましては、職務的に、指令三十七号ですかによりまして、ごたごたをしたり警察とのトラブルを起すことを避ける、しかも、問題が問題であるからなるべく避けるような処置をし、こういうようなことが指令によって明らかになつておりました、その指令に基いて労働組合におきましては行動をした、こういうような事実になつておるのでありますが、ただいま大臣の御答弁では、事務所の撤去の問題を通告をし、他の二人の組合員以外の者がおられた、しかし交渉に來られたがドアを締めておつたために引き揚げた、そのあとで四百名の職員がおらなくなったとおっしゃつておられますが、そう簡単に四百名の者が他に出かけられるというはずのものではないのですが、少くとも指令三十七号によって労働組合の幹部は争議行為としての指令を出して、その指令に基いて行動をさせたというこの事実はどうなんでございましょう。

○田中中国務大臣 お答えいたします。古屋さんだいま言われたことの中で、事実が判明しておりますものについて申し上げますと、組合事務所の貸与を取り消すということを通告したことは事実ださうでございます。これはなぜやめたかという、違法な目的のために使用させる必要はないということ、中央局に限らず競争日に策源地となり、その例に従つて取

り消すぞというところを通告したさうであります。それから、この戦場放棄が中閣指令によつてなされたものであるかどうかというところは現在捜査中でございます。組合の幹部諸君とも何回か会見して、きのうもたまたまのでありまして、私の方では非常に質の悪い戦場放棄でございますので、こんなことを中閣が指令したのじやなからうというところを考へておりましたが、きのう中閣との会見によつて明らかにせられたことは、中閣が指令を出し、現地に出張中の戦術委員会がその指令に基いて独自に局外退去の処置をとつたということが明確になりました。

○古屋委員 ここで問題になりますのは、多少、郵便局の管理者の立場からながめたならば、組合員でない者がおるとかなんとかいふような事実によつて、組合を夜中の短時間の間に閉鎖しよう、退去しろということ自体が少し私は無理があるのじやないかと思つて、それが、それはなるほど一人か二人局外の者がおられた。あるいは局の管理者から考えますならば、何かといふ御想像なさるでしよう。従つて、いい想像はされなからそこを閉鎖する、こういうお考えになることも、これもごもつともだと思つて、だからといって、一時間くらいに全部閉鎖して、そしてそこを明け渡せというところ自体少し無理な申し出じやないか。たとへば、逮捕状を持って逮捕に出かけましても、御飯食べるくらい待つのだ。これは当然なことなんです。それから強制執行で執行吏が行きます。でも、品物をよそへ出すくらいはお待ちなさいということとは当然なことなん

で、待つべき筋合ひだと思つて、そんなにその晩は組合と管理者との間には感情的に対立状態に置かれたようではないようなんで、こういう申し出をして、これはもちろん大臣は当然だろつというお答へがあると思つたのですが、社会通念からいけば、私は少しこの点は無理だと思つて、これが一つ。

それから、指令によつてという、その指令の内容は、なるべくトラブルを起さぬようにしろ、そうして迷惑のからぬようにしろ、適当に現地において指揮をしたらいいだろつ、こういうようなことで、その指揮はしたらしいのですが、ただ問題は、今警察や検察の方から、多数の組合員について、参考人という名目ではございませうけれども、出頭を求めたり調書をとつたりしておるといふことに相なつておる。これが問題なんです。私も郵便法の七十九条に当てはまるか当てはまらぬかという問題については、あとから竹内刑事局長に承わりたいと思つて、労働組合の諸君が労働指令に基いて行動した場合に、その労働指令に基いた行動そのものは、今規定されております郵便法なり、あるいは公労法なりに当てはまるかという前に相なすべき条件というものをしさいに公平に御判断をしていただかなければならぬ。この点について、一体、一方郵便局の管理者の方では、団体交渉を何回申し出ても拒否しておる。数回の申し出をしても拒否しておる。これでは労働組合の諸君が協議をする。職場大会で皆さんが民主的に意見を聞こうと

する。そのものも、その指令する場所も、数時間においてこれをやめさせ、こういうようなことに相なると、やはりそのよつてもつて起つた結果に對しては、私は相当管理者は責任を負わなければならぬと考へるので、大臣いかがでしようか。

○田中中国務大臣 私は、管理者側に悪いところがあれば、それをむやみに悪くないのだと強弁しようという態度は絶対にとつておりませぬ。事実にはあくまでも事実として真相を究明しなければならぬという考へを曲げるものではないのであります。組合事務所の閉鎖という問題は、先ほど申し上げましたが、これは、組合員以外すなわち外部者が来て指揮をとつておるといふ事実をもう一つ考へていただかなければならぬと考へ、もう一つは、これは団体交渉ということであり、この目標は二千四百円のベース・アップであつて、これは第三者の裁定、調停に持ち込まれておるのであります。でありますので、この場合に限つては組合と中郵の管理者の間に団体交渉するといふような問題はないようでありませう。これは一つ明らかにしておきたいと思つて、先ほど古屋さんのおつしやつた通り組合事務所を三時まで明け渡さなければ閉鎖するぞというところは、これは確かにある意味では非常識のようでありませう。まあこれは、普通の常識から申し上げますと、三時と限つて、毎度の例から言つておなじやないか、この組合で者として、せめて外部者は退去をしてくれ、そういう不穩な状態にあつて

は、また策源地となるような場所は提供できないから、三時までに退去して下さい、こういうことを言うことは、これは平たく考へても今までの例で十分納得できると思つて、また、管理者側の意見を聞いてみませうと、貸さなければ団体交渉という名目でもつて局長室に入るぞ、——管理者は、占拠をせられる、こういうふうな思つたやうでありませう、少数でありませうが管理者は局長室へ入つてかぎをかけたおつたやうであります。一部は、団体交渉をしたかたんだがみなかぎをかけておつて会えなかつたから退去したと言われは困るので、二、三人は表に出て待つておつたやうであります。が、それに対しては話がなく、自然に退去してしまつたといふことであります。でありますので、法律的に見ましても、退去を要求しても、これがすぐ全員が職場離脱をする、またしなればならぬ根拠にはならないといふやうな状態で、今調査をしておるのでございませう。

○古屋委員 やはりこの点は大臣も少し無理だつたと率直にお認めになつて、そこに今回の原因があつた。なるほど団体交渉は、もうすでに第三者の手に行つていますからあれであります。が、第三者の仲裁裁定なりに基く態度をきめるということが、これは労働組合員の意見に基いて民主的に職場大会できめる、こういうことに相なるわけなんです。従ひまして、翌日の二十日の日の職場大会を開くためのいろいろの準備行為をしておつた。従ひまして、組合員でない者が二人、三人入つておるならば、その人間は出してくれないか、その人間をやはり組合の事務

所に置くのは困るということ、私は足りておると思うのです。その点はやはりお認めになっておるようですから、少し無理だということについては、大臣が率直にそういうおつもりでいらつしやいますので、これ以上私も御質問いたしません、そこで、ただ私も申上げたいのは、三十七号のその指令の中には、なるべくトラブルを起さないように、ことに警察などのトラブルを起すことはよくない、中央郵便局でございませう、それはよくないから、それを避けるというより強い要望の指令書が出ているわけです。従つて、職場大会をする者については、大臣の通信委員会での御答弁によると、ちゃんと車も準備をしておつた、それから宿屋も準備をしておつた、そして他の場所へ職場を放棄して行かれたのだ、こういうような言葉があるようですが、その点については、私の方から申し上げますと、朝の職場大会をするためのその準備行為に休んでおられる人々を泊めるために宿を準備しておつた、こういうことに相なつておるのですが、そのことは私はあまり本件では問題にならぬと思つて、この中央郵便局の中で職場大会をなし得ることのできない状況に、さような関係上置かれておるといふことが、これが前提条件になつて、そうして夜中に三々五々別のところに行かれて集合をした、こういう問題があるわけなのですが、そこで、今お調べになつておられるのは、これは公労法十七条に基いて調べられているのか、郵便法の七十九条で調べられているのか、これは大臣おわかりになりますか。

○田中 國務大臣 公労法第十七条及び郵便法第七十九条、公務員法等を参照して調査を続けておるわけでありま

す。

○古屋委員 この点が本件の集合罪との関係を持つてくるので、私は御審議を願ひたいと思つて御質問申し上げて

いるのですが、やはり労働争議になりま

すから、この多い者たちの行動をどう規制するかということが、これは労働組合の幹部諸君の非常に苦心するところなので、幹部の方では正々堂々と姿勢正しく行動させたいと思つて

も、やはり多数の人の行動でありますから、そこではいろいろトラブルが起き

る。本件について、この点は竹内局長にお伺ひしたいのですが、労働争議の

ときに労働組合員がその指導者の指導に基いて行動をした本件のことと問題

については、公労法の十七条並びに郵便法第七十九条に当てはまるかどうか

という問題なのですが、争議行為のときに幹部の指令に基いて行動したその組合員は、幹部の指令を守ることが組合員の義務なりと確信を持つてこの行動に

動に動じた、こういうような場合に、その心的状態においては、労働争議な

んだ、労働争議の幹部の命令に従つたのだ、組合員としての義務で行動した

のだといったような場合、そうしてその結果がいろいろな法律の処罰法規に

ひつかかるような場合に、やはりこれはそのまま犯意があるとかないとかい

う問題、あるいは郵便法の問題にも「ことさらに」という前提条件がついてお

りますけれども、その他の場合に犯意があるかないかという場合は、阻却する

かしないかという問題が出てくると思

う。この点が本日御審議願つておる場合に

関係を持つと思つておるのです。一方では、労働争議の争議行為であると信じ

た。それが結果においては処罰法規にひつかかるというよう

な形になる。こういう場合に一体どう処置していいか

という問題です。私どもは、一方においては憲法で保障するところの労働対

等の立場で生活の保障を確保するところの要求権、交渉権を持つておるか

ら、これが優先するものであると考える。それを前提として、その結果その

もの判断をしていただくということ

が、日本の基本的人權を尊重する、労働組合法の基本的精神に合致するもの

だと私は考えるのですが、その点どう

でございませうか。

○竹内 政府委員 組合の幹部からの指導に基いて組合員がその指導を順奉し

て行動した場合に、本件争議行為が違法争議行為であり

ますために郵便法第七十九条の適用を見なければなら

ないといふ事態の場合に、そのような組合員が指導に基いた

ということによつて犯意を阻却するかどうかという御質問の

ようございませうか、これは、一般的に申しまして、

そのような場合には、犯意を阻却することにはならないとい

うふううに理解されるのでございませう。

○古屋委員 郵便法の問題については「ことさらに」とい

う条文がございませうから、「ことさらに」の解釈問題で、

これは犯意ではなくて、私どもは条件だと思つておる。たとえば、郵便法七十九条の「ことさらに」といふことは、郵便袋を捨てたり、

破いたり、どつかへ隠匿するといふような積極的

な特殊なことに「ことさらに」といふ言葉がついておるのですから、

この点は犯意の問題ではないと思つておる。その他の犯罪のときの問題に、

やはり今言つたような原則論として、抽象的に犯意を阻却する

かしないか。しかし、先に争議行為の行き過ぎであつて争議行為と認められないといふことをきめていけば、これはあなたのおつしやる

通りなんです。その場合どこを優先して考えるかといふことを私はお尋ねして

おるのです。これが、今日の午前中お尋ねした、警察官などが一練で取り締

まる場合に、労働争議に基づくところの争議行為と信じてやつたといふ場合

に、その結果が処罰規定にひつかかる形にはなるけれども、争議行為として争議行為を逸脱した行為であるか

どうかといふことは、私はそこできめなくてはならないと思つておる。ちやんと先に逸脱行為があるときめてかかれ

が起きてくると思う。そこに、本件の問題になっております集合罪などの問題がそう簡単には通せない事件だ、こういうことに相なると思うのです。このことをもつとほつきり申し上げますと、これはどういふことで申し上げようか、立場上、午前中も申し上げたのですが、非常に考え方が違つてくると私は思う。私は、法律の処罰するものは社会悪を処罰するので、しかも社会悪の根本となる問題は悪い考えがなくちやならぬ、こう思うのです。もちろん、法律の錯誤の問題については、法律は当然国民が知るべきでありますから、これは考え違いだということでは免れないと思ひますけれども、そこに至る前提が本件でやはり問題になるのは、労働組合の争議半ばにおいて、争議中において、幹部が指令を上げから流された、そのこと自体は、これは正しいものと信じ、しかもある程度まで正しかった、ところが、いろいろ多数の行動をやつておる間に、何かしらんはずみで処罰にひつかかるような結果が出てきた、しかしながら、はずみでそれはできたのであつて、最初から労働争議行為なりと確信を持つてやつた行為が、はずみで現象的な結果が出たからそれを全部責任を負わせる、そういうことは、これは少し刑法の処罰の立場から言つて行き過ぎじやないかと思ふのですが、この点はどうなんですか。

○川井説明員 大体先ほどお答え申し上げた以上の範囲を出ないと思ふのでございますが、一般に、争議権を認められております組合の労働運動と、それから、ただいま問題になっておりますような争議権を全面的に否定されてお

りますような組合の活動との間には、やはり基本的に違つた場合が出てくるのじやないか、かように考へております。本件の事案は、繰り返しくどいようでございますが、争議権、いわゆる労働争議等の争議行為等は一切禁止されております職員団体の組合の活動でありますので、私は、さような面におきまして、職場放棄を伴う同盟罷業が行われたというものでありますれば、その行為がまた他の法律の構成要件を充足するというふうな場合、具体的にその行為が郵便法七十九条に規定するような構成要件を充足するというふうな場合には、もちろんその責任性や違法性の問題はございませうけれども、その限度におきましては、やはり七十九条の責任を負わなければならぬ場面が出てくるのじやないか、かように理解しております。

○古屋委員 もちろん、お説の通り、争議行為を禁じられておる労働組合と、そうでない組合は区別されると思ふのです。しかし、従来の労働慣行から言つて、職場大会というものは、これは行われてきたんです。だから、職場大会を行うといふことはいきさつの場合上、職場大会そのものを別の場所で行つた、あるいはその働く場所のその席上でやられた、こういう点においての問題はここに起きてくると思ふのです。しかしながら、職場大会をするのだといふこと自体が、労働組合の組合員にしてみれば、指導命令、幹部の指揮命令そのもの、指令が多少行き過ぎであつたといふことがあつても、組合員はその指令を守らなくちやならぬといふ一つの善意の解釈から、そういう問題について行動を起した、

こういうことに相なりますと、私はやはり、十七条の問題についてはこれは論議の過程に置かれると思ふのです。その点はあると思ふ。しかし、その職場大会に出かけて行つて、職場大会の構成メンバーになつたといふこと自体でやはり郵便法にひつかかるというようなことは、ちよつと行き過ぎじやないか、といふことは、やはり、「ことさらに」といふ郵便法七十九条のあの解釈問題がひつかかつてくることとが一つ、もう一つは、立場において違つと申し上げておるのは、主観論をとるか客観論をとるかで違つてくるのじやないでしょうか。私も主観論をとるべきだと思ふ。基本的な人権を尊重する場合において、刑法の処罰規定はやはり主観論でいくべきであつて、客観論といふものは、社会情勢の変化によつて基本的な処罰規定が採用されるおそれがあるので、どこまでもわれわれは基本的人権の尊重からいけば主観論でいくべきである、主観論からいけば悪意の犯意はなかつたのだ、こういうふうにも考えられるのです、どうでしょうか。

○川井説明員 職場大会でございますが、一般の労働慣行といつたしまして、いわゆる職場大会なるものが行われておることは事実でございますし、そのしてまた、その職場大会は、団体交渉ないしは交渉の前提となるべきいろいろな事項について組合の意思を統一するといふふうな必要上から、その必要性もまた法律上理解できるのでござい

ます、御承知の通り、勤務時間に食いつ込む職場大会、すなわち職場大会を勤務時間中に行うために、勤務時間に職場で職務をとることができなくなる、

というふうな状態が出て参りますと、時間外の職場大会は別でございますけれども、勤務時間に食いつ込むような格好において職場大会をいたしますということになりまして、これはやはり法律の規定しておる規制を受けまして、民事上の責任ないしは刑事上の責任を受けなければならぬ事態が出てくるのじやなからうかと、かように考へております。

それから、七十九条に規定してあります「ことさらに」といふ言葉の意味でございますが、なるほど「ことさらに」といふふうな表現を用いた刑罰法規はあまり他に例がないようございまして、これも御承知の通り、旧郵便法並びにその前の郵便法なんか見ましても、やはり「正当の事由がなく」といふふうな表現になつておつたと思ふのであります。それを特に「ことさらに」と書きかえた当時の事情につきましては、いろいろ私ども前に調査したことがございまして、結局、その当時の国会の問答なんかを参照いたしてみますと、故意あるいは犯意を持つて、このことを特に強調して、こういうふうな「ことさらに」といふ文字を使つたのだ、こういうふうな問答が行われておりました、いわゆる刑法上言われておりますところの故意とか犯意とかいふ言葉であつて、それ以上特に特別の故意とか犯意とかいふふうなことを持つた言葉ではないように理解して

いるわけでございます。しからば、なぜこういうふうな言葉を使ったのだ、こういうことになりまして、私どももまだ郵政事務の実態について必ずしも十分な認識は持つておりませぬけれども、かような仕事は、いろいろの仕事

上の手違いというふうなことで、過失に近いようなことが原因になつて、職務を取り扱わなかつたり、あるいは職務の取扱ひを遅延させたというふうな事態が間々発生するのじやなからうか、そういうふうな場合に、個々のきわめてささいなその事態を取り上げて七十九条違反に持つていくといふことは不都合な結果を生ずるのではないか、従つて、このような不都合な結果を生ずるのを避けるために、特に故意が必要なんだ、犯意を持つて、そのような行為をするといふことが特に必要なんだといふことを明らかにするために、この条文に「ことさらに」といふ特別な言葉を用いたのだ、かように解釈され、また論じられておりますし、私どもも、さように理解するのが適當だろう、かように考へておるわけでありませぬ。

○古屋委員 その「ことさらに」といふのは、こういうことなんですか。郵便の事務に従事する人たちが、たとえば遠来の客が来た、従つて、ちよつと一時間くらい頼むよと隣のの人に頼んでいく場合、今のあなたの解釈では、故意に職場を離れるといふことでこれもひつかかるのです。しかし、こういう問題はそういうことではないと思ふのです。勤務時間の長い特殊勤務であるから、この問題については不法性というものの認識が得られるような積極的な行動が必要だ。たとえば、郵便物の袋を隠してしまつとか、捨てるとか、郵便をことさらに川に投げ込むといふようなこと、それから、電報を受け付けておるながら、これを五時間六時間ことさらに自分が打たんだといふような場合の取締りのために

作つたものであって、従つて、ほかの処罰規定の中には「ことさらに」というものはないのです。何もなければここに書く必要がない。ここに積極的に「ことさらに」と書くことは、特殊の事務を扱つておる——最近はその中でもありませぬけれども、非常に時間の長い激務などで、従つて「ことさらに」という積極的な行動そのものを対象として処罰する、こういうふうな解釈することが正しい。これが郵便事務に関する真相であると考えるわけです。

「ことさらに」という解釈についての判例もあまりないようです。それから、もう一つは、保安課長なり刑事局長なりがそういう解釈をすること自体は無理だとは言わぬ。それは、やられる方とやる方の立場から違ふのです。ところをかえると、同じ事実でも、取り締まる方はなるべく厳格にこれを解釈していこうとする、取り締まれる方はなるべくルーズにしてもらいたい、これは人情です。そういう関係から、こういういろいろな問題についての認定が違つてくるのです。この問題は法現上現われた文字の問題ですから、これは事実行為の認定とは違つて文字の問題ですから、文字通りの解釈をすべきだと思ふ。積極的な行動がなければいけないのだ、ことさらに、あるいは作爲の行動がなければいけないのだ、こういうふうな解釈されるのが正しいと思ふのですが、その点は十分御研究を願ひたいと思ふ。今のような御解釈を願うと、もう郵便局に働いてる従業員は、やみ米を持ち込むと同じように、順法精神というものはどこかに行つてしまふことになつて、かえつて逆効果が見われてくるのではな

いかと考へますので、その点は十分判例並びに郵便事務の現状に即する、御解釈を願ひたい、かように考えるわけでありませぬ。

○木原委員 関連……  
今「ことさらに」というのを故意または犯意というふうに見るのだとおっしゃいましたが、この故意または犯意というふうなことは、刑罰規定ではこれがなければものにならないので、これを特に故意とか犯意とかというふうな解釈すべきものではないと思ふのです。だから、「ことさらに」ということが特に入つたということとは、「ことさらに」というのが構成要件の中に入らなければならないか。そういうふうな解釈すべきものであつて、「ことさらに」というのを故意とか犯意とかというふうな解釈するのだということとは、刑罰法の解釈を間違つていふと思ふ。刑罰規定というのは、犯意のないもの、故意のないものを処罰できないのですから、これは特に法文上書く必要はないわけですから、特にそれを「ことさらに」ということが書いてあるのは、「ことさらに」という状態が構成要件になつておるのだというふうな当然考へるべきだとわれわれは思ふのですが、その点あなた方はどう考へられますか。

○竹内政府委員 「ことさらに」の点について御懸念があるようでありませぬ。いかにもごもつともだと私も考へますが、仰せのように、犯罪が成立するためには犯意が必要でございます。「ことさらに」という文字を使つておらなくとも、仰せの通り犯罪の成立にはまず犯意があるということが前提でございます。過失であります場合は、

特に過失を罰する場合のほかは罰せられないという原則であります。そこで、「ことさらに」というようなことを特につけないでもいいじゃないかということになるのであります。私どもこの立法のいきさつにはあつておつたけれども、当時なぜかういふ文字を使ったのだらうかということについては、行政解釈を一応立てます上におきましては、当時の国会における審議の状況、委員の質疑、応答等を十分に参酌して決定するほかはないのであります。そのいきさつにつきましては先ほど川井さんから申し述べました通りで、私どもの行政解釈としてはそのよな解釈態度をとつております。しかし、これは最終的には裁判例によつてはつきりさせなければならぬ問題であると思ひます。

○木原委員 もう一点聞きますが、当時立法に當つた政府委員の説明を見ましても、そのときの小笠原光壽政府委員は、「故意に且つ犯意を以て」という意味をことさらにという言葉で現わしたのでございまして」と言われておりますが、私はこれはナンセンスだと思ふのです。少くとも刑罰法がどんなものであるかということを知つた者が、「ことさらに」というのは故意にかつ犯意をもつてということの意味するものでありますと言ふようなこと自体、私はナンセンスだと思ふ。法律を全然知らぬ者であると思ふ。何回も言いますように、「ことさらに」というのがそういう意味ならば、刑罰法において故意と犯意のないものを処罰するはずはないわけですから、この言葉は要らない。あえて「ことさらに」という言葉を郵便法の中に入れてあると

いうことは、ことさらに遅延させるといふ形態が構成要件として必要なんだというこを端的に表わしておるのだと私は思ひます。先ほど古澤委員がおっしゃつたように、「ことさらに」といふのは、たとえば郵便物を隠して持つていつて捨てたとか、そういうような外部に現われた形で遅延というよな事実のあることを客観的に構成要件の中で表わすという意味において「ことさらに」ということが書いてあるのだと思ひます。そうでなければ、この郵便法の「ことさらに」ということはナンセンスで意味がないと思ひます。あなたの方のおっしゃるやうに、また政府委員の当時の説明のような趣旨では、これはもう法律を知らぬ人の説明と一つも要らない。そんなナンセンスなことをわれわれは要求しておるのじゃないので、「ことさらに」といふのは、郵便法においては特にこれは構成要件になつておつて、郵便の遅延という一つの形をターゲットにペシュエントで現わしたものである、そういうふうなこれは厳格に解釈しなければならぬ。またそう要求しておるわけです。刑罰解釈は拡大して解釈すべきでないというこは、これは私が申すまでもなくあなたの方専門家だからよく知つておられる。そうすれば、今のような場合において争議行為であるかどうかというこについて非非常に問題がある。郵便法の解釈そのものにおいてもあなたの方の間に問題がある。おそれくこれを最終的に決定するのは最高裁判所で、決定するまではお互い労使双方とも議論になることであらう。そういうふうなところに、しかも集合罪を今こちら

で真摯な審議をやましくやつておるときに、それと関連するような事案を取り上げて、今度の中郵の問題で捜査当局が大胆に捜査に踏み込んでおられる趣旨が、何らか私どもから見ますと政治的な目的をもつてやられておるよな疑いがある。そう皆さん方に私どもは追及したいのです。その点どうなのですか。

○竹内政府委員 その点は大へん思い過しと申しますか御解に出た御議論だと考へておるのでございまして、この暴力立法は、午前の会議におきましてもその趣旨を申し上げましたやうに、今ちまたに散見されますところの、いわゆるヤシあるいはテキ屋といったよな暴力団の組織的な相互の勢力争いに基く暴力犯罪であるとか、あるいはそういうものにくずれたいゆるグレネ隊といわれる人たちの暴力行為といふものが、一般平穩な国民生活に不安を与えるという点を除去する、そういうものに対する法の不備を補うという立法でございまして、労働組合の労働運動であるとか、あるいは大衆運動とか、そういうものをねらつた法律では全然ないことをはつきりと申し上げたいと思ひます。

○木原委員 もう一つだけ。私が非常に不安に思ふのは、今度の中郵のあの問題も、今申し上げるやうに、ことさらに郵便の遅延をした場合とか、あるいは争議行為であるかどうかというこについて非常に疑問がありますね。今あなたと問答したやうに、法の解釈そのものからして、あなたの意見も私たちに納得できない。そういう関係の中で、あえて二十日の中郵の問題に、不確かな法律である郵便法七十九

と

と

と



糸を適用して現在捜査に入っておられる、そういう事態を見ますと、あなた方が今度のこういう暴力結集罪というふうなものをこしらえられるという中で、先ほど三田村委員からも、法律は一たん成立してしまえば一人て歩く、危険性があるのだということを描かれておりましたが、私も全くその通りだと思ふ。こういうふうな、あなた方が無理して、政治的に法の解釈そのものを確定できないようなあなた方の状態でありながら、郵便法を特にこの労働組合の運動の中へ適用されて無理な捜査をやっておられるという状態を見ますときに、私どもは、集団のこの法律についても、そういうような政治的な意図をもってやられるということになったら事は大きな問題を引き起す、将来おそらく労働組合運動の弾圧の名のもとに、もしその労働組合運動があなた方の目から見て適法じゃないといわれる場合において一切これを適用するといふような不幸な事態が起つて、その中から労使間並びに一般国民の間に大きな不安を惹起するのではなにかということをお私どもはおそれるわけなのです。そこをどうしようか、どうな考えをあなた方は持っておられるか、これは大臣から一つお答え願いたい。

○唐澤國務大臣 郵政職員が行動に對する郵便法七十九條適用問題につきましては、だんだんと郵政大臣その他からお答えのあった通りの事態でございますが、法務省の立場を申し上げますと、この事案は目下警察で捜査中でございますから、捜査そのものについては私も何も指図などはいたしておりませんし、時に報告を受けるとい

うだけで、第一線は警察が今捜査を担うだけであるところでありました。ただ、法律の解釈につきましていろいろ意見があるということで、事務当局といったしましては法律の解釈について意見を問われたようでございますが、だんだんとお答えいたしました通りでございます。この解釈について政治的の意図を持って解釈を曲げるといふようなことはもとよりありません。きわめて厳正公平に法律の解釈をいたしておる次第でございます。御承知のよう

に、七十九條制定当時の政府委員の答弁、その当時の速記録等によりまして、行政解釈をいたしましては、過失で郵便を取り扱わなかったというふうな場合まで処罰してはいけないから、故意の場合だけを処罰するという旨でこの文字が入っておりますのでございまして、われわれといたしましては、ことさらに郵便を取り扱わないということが、その間に郵便物を隠したとか捨てたという積極的な行為があった場合にだけ郵便を扱わなかったという場合に当てはまるだけで、そのほかの場合は当てはまらないという解釈は狭ま過ぎるのではないかと、もちろん、行政解釈でございますから、最後は判決によつて一応きまるわけでございまして、法務省といたしましてはだんだんと政府委員が答えたような解釈をとつておるわけでございますけれども、法務省といたしましては、今の事態に對処するために政治的な考慮をめぐらして解釈を二、三にする、そういうようなことはもとよりあつてはならぬことでございますし、さやうなことはいたしておりません。

どめまして本論に入りたいと思ひますが、そこで、大臣にお尋ねしたいのは、私午前申しばしば立場によつて考え方が違ふというふうなことを申し上げたのですけれども、問題は、最初政府がお考えになっておられるところの目的は、博徒であるとかあるいはグレネードであるとか、特に今お話のございましたような特殊な暴力団体ということにお考えになっておられますけれども、やはり午前中の竹内局長の御説明では、労働運動であろうが大衆運動であるか何であろうか、そうした範疇が出てくればこれは処罰するんだ、こういうふうな御答弁がございまして、この点が私は本件では非常に重大な問題だと思つてお申します。これは例をとつてみますと、メーデーのときに労働者の諸君がジグザグをやつて道路を進んでくる、これを取り締らうとする警察隊がこちらにかまえておる、こういうふうになりま

す。何かしら向うから来る者は警察に對抗的な態度でやつておられるんだという意識をもうすでにこちらの警察の方はお持ちになる。それから、人の考え方によつて、労働争議を見ておられる方も、あるいはデモンストレーションを見ておられる方も、ある場合にはいやな感じがするだろうし、ある場合にはなるほどあのくらしいやらなければ彼らの生活の保障が行われぬだろうと同情的に見る場合もあるし、あるいはあのくらしい組織立った運動をしなければ今の日本の現状では正しいベース・アップの要求も行われないんだというように考へる方も、もうすでに労働争議の労働歌を聞いてもしゃくにさわるといふ考へ方を持つ方とあるわけなん

です。こういうふうないろいろありまするけれども、少くとも、私も一線に立つて取締りをする警察官の大衆心理に對する問題のこの弊害をどうわれわれは考へてこの規定を作らうかということが重大な問題だと思つてお申します。と申しますのは、やはり警察官も人間でありますから感情がありますし、何かしらん、労働歌でも歌つて進んでくるといふと、自分たちの方に暴力で襲いかかるというような感覚を持つことは当然なことです。そういうふうな感覚を持たれるところに問題がある。従つて、私は、本件が、幸いにいたしまして、今法務省がお考えになっておられますようなグレネードであるとか、そういう暴力行為を生業としておられるだけにこれが適用されて参りました、そういうものがなくなるといふことに相なりますならば、これはけつこうだと思つてお申します。ところが、たまたま三田村君からも申されたように、もうすでに法律ができてしまえばどこへひとり歩

きするかわからない。しかも世の中はいろいろと急テンポに變つていく。従つて、取り締まる方では、なるべく形がこれにひつかかればひつかけていこうという気持ちが人情から出てくるし、一方では、最初の立法趣旨と違つた行動であるから、これは別の方面で取り締まるべきものだ、こう考へる。こういうところ非常に食い違ひが出てきて、かえつて事案を乱す場合が起きやしないかといふことをわれわれは心配をするわけです。どうでしょう。取り締まれる方と取り締まる方の考へ方の違ひ、あるいは潜在的に、多数の人が出てくると、それはもうすでに多数の潜

在的暴力意識が行われるというふうな考へを持つ警察官が取り締りに當るといふことになってくると、やはりここにはつきりけじめをつけて、労働組合運動であるとか、あるいは許可を受けた大衆集會の取締り、というような場合、あるいはそれを目的とする場合、それによつて相当長期的に計画的にやられるような場合と区別して立法をされるということが、私は将来に悔いを残すことがない最も適切な刑法の改正だと思つてお申しますが、法務大臣、この点はどうか。

○唐澤國務大臣 このたびの暴力取締りに關する立案は、たびたび申し上げました通り、あるいはグレネードあるいはまたの暴力、これが目にある行動をいたしますから、それに対して現行法規をフルに活用して取り締つておらないという点を補うための立案でございます。これを立案するに至りました動機は、まさしくこのグレネードかちまたの暴力等を相手としておられるのでございます。従ひまして、この二百八条の二でございまして、いわゆる持たしを置くに基きましては、非常な周到なる注意のもとにこの案を得たのでございまして、この二百八条の二その他の規定は、われわれは労働運動、大衆運動等とは全く無關係に考へて立案をいたした次第でございまして、二百八条の二をとつてみましても、他人の生命、身体または財産に對して害を加へる目的、そういうふうなことは労働組合の運動その他大衆運動にあるべきは、このことではございません。しかも凶器を

準備する、こういうようなことでござい  
ますから、これは労働組合その他の  
大衆運動とは全く縁のない暴力だと、  
かように考えております。従いまし  
ても、私は、この法律案が成立いたしま  
しても、労働組合運動に適用になるよ  
うな、そんな不祥の場合は起きないと  
考えておるのでございますが、だんだ  
んのお尋ねで、労働争議の過程におい  
ていろいろの法律違反の事象があつた  
場合に、それは労働争議の過程におい  
て行われるのであるから特別に考える  
べきではないかというような意味合い  
のお尋ねがあるのでございますが、一  
方におきまして、労働運動であるとか  
労働争議であるからこれは一つ何か法  
律の罰則を適用して弾圧してしまわな  
ければならぬというような先入観を  
持つてこれに臨むということもとよ  
りつしまなければならぬことござ  
います。それと同時に、反面、労働運  
動の過程においては器物を棄損しても  
よろしいものだ、法に規定しておると  
ころのいわゆる刑法犯のような犯罪を  
犯してもよろしいと考えるのも、これ  
もまた間違ひではないかと、かように  
考えるのでございます。ただ、だんだ  
んお話のあります通り、労働争議は  
大衆の運動でございますから、その間  
に指揮者もある、大ぜいのことでござ  
いますから、そこに集団的の心持も動  
くということ、あやまちを起しやす  
い事情はあろうかと思つてございま  
す。でありますから、これに対して  
取締りの任に当ります警察官とい  
たしましては、総明なる常識をもつて、き  
わめて冷静にこれに対処しなければな  
らぬ。これは取締りの実際の問題でござ  
いまするが、純法律論をもつて申し

上げますれば、労働争議の過程におい  
て行われたといたしましても、刑法そ  
の他で処罰の対象となつておるような  
器物棄損とか傷害とか暴行とか脅迫と  
かいうことがあれば、これはやはりそ  
の法条に該当するものと解釈せざるを  
得ないのでございます。結局、これ  
は、労働争議をされる側の人の自衛  
と、またこれに対して取締りの任に当  
る警察官の慎重なる態度と、この二つ  
に待つよりほかはないと、かように考  
えております。

○古屋委員 まあその点はだんだん押  
し詰めて参りますと考え方の違ひに  
なつてくるのですが、しかし、将来、  
ただいま申し上げたような大衆運動そ  
のもの、あるいは、もつとはつきり申  
しますと、政治闘争などの場合でも、  
ひつかけるようなおそれがあるとい  
う点については、どうもこの点の納  
得のいく御答弁がないようございま  
すが、さらに私質問を変えて、緊急  
逮捕の問題ですが、緊急逮捕の問題  
については、午前中、竹内刑事局長の  
御説明では、逮捕の方法について、今  
までのような既存の關係においてほと  
うも不十分である、従つて、暴行脅迫  
もこれに加えるということでありま  
すが、この点は大臣どうでしょう。私  
は、捜査や逮捕が少しくらいは遅延を  
いたしまして、やはり基本的人権は  
どこまでも尊重していくという態度で  
臨むべきことが一番望ましいことであ  
ると同時に、現在の重犯罪に対する緊  
急逮捕ですら、憲法違反であるとい  
う議論が出ておりますので、この点  
は、取締りには非常に都合がいいけれ  
ども、国民には非常に迷惑な改正、基  
本的な人権の尊重を無視した結果にな

る。と申しますのは、むしろ九十九人  
までの悪者をのがしても一人の冤罪者  
を作つてはならないというこの原則か  
ら考えましても、私は、暴行、脅迫く  
らいな簡単なことでやたらに緊急逮捕  
ができるというようなことは、これは  
やはり憲法の尊重する基本的人権その  
ものの精神に根本から相反する、かよ  
うに考えるのです。従つて、現在のよ  
うな社会事情のもとにおいて、憲法の  
精神から、さような制約をしなければ  
ならぬ事情にあるかどうかという問題  
について、ここでお互いの見解が違つ  
てくるところでございしますが、私ど  
も、自由をどこまでも尊重し、どこま  
でも平和にということからして、逮捕、  
監禁の場合においては、相当尊重され  
た手続によらずしていたずらに逮捕、監  
禁をされるというような不安定な状態  
に陥れることは、今日より以上に  
われわれは不安定な關係に立つとい  
う一つの懸念を持つわけですが、今後文化  
が進み、科学が発達し、ますますわれ  
われの生活が科学的、文化的な生活に  
なればなるだけ、自由を尊重し、逮  
捕、監禁のとき問題は厳格にして納得  
のいくものでなければならぬといふ  
うにいふべきであります。逆に逮  
捕、監禁の制約がゆるめられてくるとい  
うことになると、やはり社会事情に逆  
行するやうな感じを持つのです。国民  
が逮捕、監禁を簡単にやられて、あとで  
だんだん事実を調べてみたら、その人  
間は何でもなかった、こういうやうな  
事象がたたくさん出てくることになりま  
す。かえつて刑罰法に対する国民の  
不信任といましようか、反逆とい  
ましようか、その方がおそろしいと思  
うのでございしますが、大臣はどうお考

えでございまいしょうか。  
○唐澤國務大臣 まず第一に、このた  
びの暴力取締りに関する法条は、どの  
一つをとつてみましても、いわゆる労  
働組合運動その他の大衆運動等を対象  
として、そしてそれが動機となつて立  
案されたものではないということだけ  
は、一つ御了解を願ひたいと思いま  
す。ただ、法律ができてしまつた結果  
として、はからざる災いを受ける場合  
があるではないかという御心配かと思  
います。今、この緊急逮捕の条文でござ  
いますけれども、人権を尊重すべきこ  
とは、これはもう当然のことござい  
ます。従つて、緊急逮捕も相当の範圍  
に制限されているわけでございます  
が、今日目に余る暴力団その他の暴力  
の取締りに当りまして、この緊急逮捕  
の規定がないために十分なる趣旨を徹  
底することができないので、その必要  
を認めて立案をいたしましたのでござ  
います。人権の尊重すべきことは当然で  
ございますが、また、一方において  
は、暴行、脅迫というやうなものを犯  
罪として、そして守つておきますとこ  
ろの刑法上の法益、そして暴行、脅迫  
を受けた人の人権というものも尊重し  
なければならぬのでございまして、  
今日いわれるちまたの暴力を取り締  
つてみまして、立案をする必要を感じま  
して、提案をいたしましたやうな次第で  
ございまして、事情は以上の通りでござ  
います。

○古屋委員 これでは総論に対する  
質問を終り、あとは後日各論に入りた  
いと思ひますが、やはり私どもの心配  
をするのは、かえつて、現在のやうな  
科学的、文化的な生活の向上の上から  
考えて、逆効果のやうな気がいたし

ますので、特にその点をつけ加えて申  
上げたたいと思つてます。  
以上で私の本日の総論的な質問は終  
りたいと思ひます。  
○町村委員長 吉田賢一君。  
○吉田(賢)委員 だんだん時間が経過  
しましたので、今古屋委員から質問が  
ありました事項について、若干の続き  
の点を補足的に質問いたしたいと思  
ひます。  
労働組合運動と國の取締り権力のあ  
り方の問題であります。この問題は  
きわめて根本的な問題でありますの  
で、相當な議論をしなければならぬ  
と思ひますけれども、そこまで入ら  
ないで、端的にまず法務大臣の御意見を  
伺つておきたいと思ひます。  
やはり、法務行政の見地から考えま  
しても、労働者の地位の向上とか、勞  
働条件の改善等については、組合運動  
をできるだけ助長するといふ面がだ  
んだん進んでいかなと、逆転し、ある  
いは逆行するやうなことになるまし  
たらば、これはやはり司法行政、法務  
行政そのものが労働組合運動の健全な  
発達を阻害するといふ結果を來すこ  
とを私は深く憂へるのであります。か  
かる観点からいたしまして、組合運動  
に対処せられる法務行政当局は、相當  
慎重に、もしくははできるだけこれを助  
長するといふ角度から臨んでいただ  
かなければならぬと思つてございま  
す。ところが、労働組合運動を暴力取  
締りの対象にするやうな考え方が以前  
はございましたし、もしくは大衆運動  
を暴力取締りの対象にした事例もす  
ぶんございまして、そういう傾向  
が再現するのではないかと、それが  
今日もはや課題になつておりますの

で、なるほど行き過ぎがあつても、やはり組合もあり、その他各般の争議に関する特別な法規もあることであり、刑事的感覚をもつてこれに臨むようなことがあり、またならば、これは牛の角をためようとして牛を殺す結果になると私は思ひます。よしんば善政をしようという考えがあつても、結果的にはやはり労働運動を漸次健全な方向へ追いやることになると思ひます。こういう意味におきまして、暴力行為の御判断が、刑事法的な角度から労働組合運動の妨害、弾圧、阻害ならぬというような考え方を今お持ちのようでありますけれども、しかし、現実には、警察官の末端に至るまでそういう周到な用意を持つて臨んでいけるわけではございません。ここにやはり相当そういう過誤を防ぎ得る根本的な対策をあらかじめ講じておくのではないと、この法律は非常に危険視されるという事は当然であると思ひます。そういうふうに思ひますので、持凶器集合罪の取締り処罰と労働組合に対処する考え方をここに混淆されてしまふということが、現場の末端においては生ずる危険が多分にあると私は考へるのであります。重複するようでございますけれども、この点につきまして、法制審議会で議論がなかつたとか、あるいは適用よろしきを得ればあやまちは犯さないのであるとか、刑法の範疇に属する事項を対象としているのであるから、従つてそのような過誤はないであろうというふうな御説明だけでは、私はとても納得しがたいと思ひますので、これは重ねて伺つて相済みませぬけれども、やっぱりそこに明確な線を打ち出

さない、これは実は社会党の多くの諸君が根本的に非常な疑念を持つておられることとお考へになつて答へてまいりませんと、これは意外な障害になるといふことも私も考へておりますので、この点につきまして、もう一べん、消極的な説明でないほんとうの所信を明らかにしておいてもらいた

うに書きかへたならばなおさらはつきりするではないか、こういうふうな修正の意見が出たわけではございません、そうして私も初めから労働組合運動等に適用するといふ意図はないのでございまして、学者、専門家の考へ方として、文字をさらに正確を期して、そういう運動には適用しないのだというために新しく修正の意見が出たものでありますから、私もといたしましては、早くその案に從つたわけではございませぬ。しかし、私どもの動機が労働組合運動等の大衆運動に適用しないといふことでこの法律ができて、一人歩きをすれば、先ほど来のお話で、一人歩きをするから、結局法律の文面でこれをきめるより仕方がない、こういうことになるのでございまして、他人の生命、身体または財産に対して共同して害を加ふる目的というふうなことは、これは労働運動、大衆運動とは全く縁のないことではございませぬ。ことに凶器を準備してかかるというふうなことは全く縁のないことと思ひますので、これは、法文の解釈といたしましては、これが労働運動等に適用される場合はもう万々ないといふ確信をいたしております。

為、こういうふうな考へ方に立ちますならば、おそろくあなたのおっしゃる健全な労働組合運動でないといふ範疇にお入れになるのじゃないかと思ひます。そういうふうなことは、その禁止規定に違反しない正当な行為にさらに狭められてくるのではないかと思ひます。凶器の所持、またはその範疇は具体的にいろいろあると思ひますけれども、しかし、それともやはり、範疇を広げることになり、また、具体的に他人の財物、職場、建物、保護等についても、財物に対する権利侵害、こういうものも身体、生命、財物を対象にしました暴力行為の対象として考へようと思へば考へられ

ような潜在的な考へ方もあるいはあるかも知れません。こういうことと相伴ひまして、私どもは将来の民主主義の発達というのに対して一つの圧迫が、こういう方面からくるのではないかと、いふことを実はおそれる一人でございます。こういう意味においてあなたにお尋ねしておつたのであります。これは少し議論になりますが、大体、古屋君の朝からの御質問に対しましては、暴力そのものに区別をつけるべき限界は何らつきりしない、労働組合運動であるならばそれは取締りの対象にならうが、あるいは今のグレン隊であるならばそれは取締りの対象にならう、こういうふうなことにどうも考へになつておるようと思ひます。そこを厳然と両者を区別する限界を持つておられないといふところに、やはり法務省の立法作業途中におけるこの問題に対する判り切り方が徹底しておらぬ、従つてこれを突撃に移すときには危険が伴う、こういうふうな判断に到達せざるを得ないやうにわれわれは危惧の念を持つて聞いておつた次第であります。變つた御説明がなければ、今これは重ねて答弁してもらはぬでもいと思ひます。その点をやればやはり午前中のそれと同じことになり、私どもはそれはそれで政府の御見解として聞いておくにとどめて、次の質問に移りたいと思ひます。

暴力といふことについて、労働組合で越軌的に付随して発生するやうな暴

○澤田(愛)委員 凶器とは何ぞやといふこともございませぬ。また、健全な労働組合運動というやうな言葉も竹内局長は使つておられたように思ひますが、たとえば、公共企業体における争議の実情について見ても、これは公労法の第十七条に反するといふ理由によつて解雇せられた事例もございませぬ、こういうやうな場合におきましても、やはり同条に違反する行

な政府委員から詳しく説明をいたすようにいたしますが、実はこの案は私も法務省として法制審議会へ提案した案と文字が多少變つて参つておるのでございませぬ。私も当初から労働運動には適用するつもりはないといふことで慎重に立案いたしましたのでございませぬ。法制審議会におけるいろいろな研究の結果、そういう意図であるならば、その条文をさらにこういうふう

に労働組合運動は対象として意図しなかつたといふもの、現実の意図として、客観的に暴力と見得るじゃないかといふふうな追ひ込めていくことは、實際問題として従来例がこれを示しております。この点に対する心配といふは、この法律を立法した際における労働組合運動への弾圧となつて現われてくるであろう、こういうことを考へるのであります。といひますのは、一つは、最近の日本の傾向について見ましても、権力的な国家観がだんだん台頭する傾向に一面ございませぬ。このことは非常に行政が国会に優位するといふ

○竹内(政府)委員 午前の御説明だけじゃ不十分でもありましたので、重ねて私の意見を申し上げておきたいと思ひます。

暴力的に付随して発生するやうな暴

力と、グレン隊その他の暴力との間に考え方、見方において違いがあるではないかという点につきまして、私必ずしも反対をいたしておるのではないのでありまして、もしそういうふうにならざるものであれば、その両者を区別して刑法の中に規定を置くべきであるという御質問でございますので、その点は、刑法としては身分犯的な扱いに暴力をするということは立法技術的に困難であるということを申し上げたにすぎないのでございます。吉田委員が御心配なさいますように、暴力行為等処罰に関する法律が、そういう労働組合運動、大衆運動等に適用しないという趣旨の政府側の答弁があったにもかかわらず、その後において適用を見たという実例がございますので、そのような御心配の生ずることは私どももよくわかるのでございます。今回の暴力立法が意図しておりますところは、先ほども申しましたように、グレン隊その他のいわゆる暴力団の暴力を意図しておるのでございまして、労働運動、あるいは大衆運動等に暴力行為を処罰に関する法律と同じように適用を見るようなことがないかという点の御懸念に答えます意味におきまして、私どもの意図しておるところをいかにして立法の面において表わすかということと、この暴力立法の苦心が存したことは先ほど大臣から申し上げた通りであります。

その点につきまして、午前の説明にちよつと補充いたしますと、まず二百八条の二の規定はさることながら、その前に、器物損壊あるいは文書毀棄等を非親告罪としたり、あるいは暴行・脅迫について緊急逮捕ができるよう

うにしたことは労働運動などにも適用できることになるんじゃないかという御趣旨の点につきまして、若干補足的に申し上げてみたいと思つてございます。午前から午後にかけて大急ぎで統計を調べてみたのでございますが、労働運動に随伴して発生した器物損壊また暴行・脅迫というふうなものは、事柄の性質上集团的に敢行せられるものでありますから、そのほとんどが、刑法二百六十一条あるいは二百八条、脅迫の二百二十二条というふうなものが適用せられまして、暴力行為等処罰に関する法律第一条が適用せられておるのでございます。統計によりまして、昭和三十三年の統計を見まして、受理されたものが、暴行が三十二、脅迫が三、器物損壊が八十二、暴力行為等処罰に関する法律が二百二十九というふうな数字が出ておりますが、この暴行は、これは受理事件でございまして、実際に略式命令で処罰されたのは三人に過ぎません。それから、脅迫はだれも起訴されておられません。器物損壊八十二人の受理に對して、公判請求したのが一人ありました。略式命令の請求が一人、計起訴が二人というふうな形になっております。これに反しまして、暴力行為等処罰に関する法律違反の方は、二百二十九名のうちで、三十六が公判請求、略式命令請求が十四、起訴の合計が五十、こういう数字になっておりまして、これは事柄の性質上当然の結果を反映しているものと思つてございまして、さらに、暴力行為等処罰に関する法律第一条は、その内容となる行為が器物損壊の場合にも非親告罪ともう

すでに現在もなつておるのであります。また、その内容が暴行・脅迫の場合にも法定刑は三年でございますから、当然暴力行為等処罰に関する法律を適用すれば緊急逮捕ができるのでございまして。そういう点からごらんいただいてもわかりますように、改正案の目的がそういう労働運動の取締りのために意図されたのではないかというふうなことは、この観点からもわかりたいだけのことかと思つてございまして。つまり、労働運動に現に適用を見ておりますこの暴力行為等処罰に関する法律で、すでに現在、今申しました統計を見ておわかりのように、まかなえておるのでございまして、そういう面においては特に法律の改正を必要とするものではないのでございます。そこで、個々の暴力の取締りをするためにこういうふうな改正に至つたということに相なるわけでございまして、そういう点も一つ私どもの意図の存しますところを御理解願いたいと思つてございまして。

なお、二百八条の二の点でございまして、この規定につきましても、先ほど大臣から申しましたように、別府事件等の状況に對処するための処置でございまして、当初政府案におきましては、二人以上共同して凶器を使用して他人の生命、身体または財産に對し害を加える目的で集合せしめた者は、こういう書き方をいたしておりました。つまり、集合した、行為は集合行為だけであつて、すべてその他の害を加える目的、それから凶器を使用して、中に入れておつたのでございまして、この案といえども労働運動あるいは大衆運動をねらつたものでは全然ないの

でございますが、このような規定の形態にいたしておきますと、先ほどお話をいたしましたように、この法律ができた際において、われわれの意図に反してどのような適用が行われるかもしれないかというふうな考慮からいたしまして、ただいま御審議を仰いでおるような原案にいたしまして、要するに、二人以上の者が人の生命、身体または財産に對し共同して害を加える目的という、目的罪でしほりましたことと、さらに、凶器を準備したまたは準備あることを知つて集合するという、今度は客観的な要件として凶器の準備ということをしほりにし、構成要件にいたしましたことによつて、この二百八条の適用範囲が明確になつてきたと思つてございまして。この凶器を、他人の生命、身体に害を加える目的と申しますのは、申すまでもなく、殺人とか傷害とかという罪を犯すことになるわけでございまして。財産に對してということになりまして、これは広いのであります。が、そういう生命、身体あるいは財産に對して害を加えるような目的で、しかも凶器を準備するという客観的な条件を備えつけました点において、ほとんど一般のこういうふうな条件を備えた労働運動とか大衆運動というものは私どもの理解するところではどうもいもつかないことでありまして、もしもかりに凶器を準備したり、準備あることを知つて人の生命、身体、財産に害を加える目的で大衆運動が行われるといたしましたならば、それは暴動か騒擾罪のような場合に当る場合以外にはあり得ないことございまして、私どもが考えております労働運動とか大衆運

動とか、または吉田先生のお考えになつておりますそういうものも、このやうなものに該当するようなことは想像ができないのでございまして、この二百八条の二のこのやうな構成要件の規定の仕方によりまして、そのよう不安はすでに一掃されたものと私は確信しておるのでございます。

さきに申しました器物損壊の非親告罪とかあるいは緊急逮捕というやうな点がむしろ問題ではなかつたかと思つたのでございまして、今申しましたやうな資料をもちまして補足説明をいたしまして、私どもの意のあるところを明らかにいたしたいと思います。

○吉田(警)委員 少し横へそれるのであります。午前から引き続いて質疑応答が行われておりますので、便宜上、例の全運の労働運動、争議行為に關する点を一、二この機会に伺わしていただきますのであります。これは郵政当局と法務当局とも何かわねば事の真相というよりも目的を達しないのでありますけれども、やむを得ませんので法務当局のみに伺います。

やはり法律を適正に解釈いたしました。そして、そうして一人人權の擁護、法の命が行われる筋でなければならぬにもかかわりませず、どうもこのたびの全運の東京中央郵便局における職場大会をめぐる問題につきましてとはか問題があるように思いますが、私も直接いろいろ聞いたところによりますと、この点午前の質問に出たかどうか存じませんけれども、何か今状によることなくして郵便局の職員のところへ警視庁の警察官が二人ずつ乗り込んでいつ、数時間粘りに粘つて何かと聞きた

だして、実にしつこくして回っているというのであります。もしこれを言わないとなるとやはり令状を請求するというようなことまで言っておるそうでありませぬ。これは末端の職員の間でございませぬ、私どもはそういうこともあり得ると思いますが、どうも現実には幾つかそういうことを聞きまするるので、これは事の真相を明らかにする立場から見ても、また、捜査の、つまり犯罪の端緒としての警視庁職員の捜査権の行使なんかといたしますと、全く東京都内でこういうことが行われるだろうかとも驚いておるのでございませぬ、こういうことはお聞き及びでしょうか。もしお聞き及びとなれば、即刻そういう事実はあなたの方で調査なさって、そうして、人権擁護のために、ないしは捜査権乱用という点についても、これは嚴重に直ちにそれを絶滅して、そうしてそれぞれ処置してもらわねばならぬと思うのでございませぬ、どうお考えになりますか。

○竹内政府委員 たいまのお尋ねのようなことはこの議場ではまだ御質問もなかつたように記憶いたしますが、私の方といたしましては、この捜査はたゞいま警察あるいは郵政監察官のところで調査が進められておると思いがすが、もちろん地方検察庁とも法律解釈その他につきまして密接な連絡のもとにその捜査が進められておるといふ程度のことしか私どもとしてはまだ存じておらないのでございませぬ。今お尋ねのような点がございませぬならば、私どもの方も調査いたしたいと思いがす。

○吉田(賢)委員 私は土曜の夜聞いたのでございまして、幾つもあるそ

うでございませぬ。そういうような事実は、これはもう令状によらずして人間を拘束し、かつ取り調べ、尋問するのと同じ結果であります。あるいはそれ以上の恐怖感を相手に与えるということになって、これはもう憲法の基本的人権も何もあつたものじゃない。刑事訴訟法も何もあつたものじゃない。そんな乱暴なことをやるのかと実は驚いたのであります。これは警視庁の公安第二課とかいっておりましたから、その方について適当にすぐ調べてもらわなければならぬと思う。きょうは警視庁、検察庁はもういないのですか。——これは、まだ審議が進行されるはずでございませぬから、法務省において直ちにそれぞれお調べの上委員に報告をしていただきたいと思いがす。お約束できますか。——なお、そのような事実がありとすれば、はなはだしい人権のじゅうりんであるし、また捜査権の乱用であると思うのでございませぬ、それはいかがですか。

○竹内政府委員 事実の調査をいたしました上でお答えを申し上げますが、思いがすが、かりにたゞいまお話のような点があるならば、人権の立場から、十分私どもとしては何らかの方法を講じなければならぬと思いがす。

○吉田(賢)委員 つまり、警察官が私服で二人職員の家庭をそれぞれ歴訪して、数時間粘りに粘って、当日、つまり三月二十日の夜中のできごとについて逐一いろいろ聞きただしてののかなというのです。そうして、それにはすっかり恐怖感におびえ切つておるといふことが言われておるのでございませぬ。これは私は労働組合のそれぞれの

担当の人々から訴えられたので申し上げておるのでございませぬ。きょうは一々名前を申し上げる準備は整つておりませぬが、そういうことなんでしょうから、ぜひともお願いしたいのであります。それから、もう一つでありますが、そういうような乱暴なことになるゆえんのもの、やはり労働組合運動に対してこれは健全に助長するというような考え方が根本的にないことに起因するのではないかと、こう思われます。そこで、やはり、先刻来問題になりました郵便法七十九条の「ことさらに」という字句を冠した趣旨なんかが、これまた非常に拡大解釈せられて、それで次々と法の解釈、運用を誤まつていく端緒を開くのではないかと私どもは実は憂慮しております。従来、この種の公共企業体における労働争議におきまして、しばしば公労法十八条によつて解雇された実例があり、またこれが裁判所等におきまして訴訟の案件として係争した事実もずいぶんあるわけでありませぬが、しかしながら、労働争議そのものをやはり何か刑罰的な対象にしたいという傾向がもしありとすれば、できるだけあらゆる機会をつかんでこれを拡大解釈する危険があるのではないかと、いふふうにも考えられます。そこで、これは先ほど来から木原君なども論じておりましたが、やはり私も念のため昭和二十二年の十一月の例の第一回の参議院の郵便法立案の際の速記録を一応読んでみました。しかし、政府委員は明らかに争議行為は除外してあります。なお、その次の説明として、正当な争議行為とかいふに二段の説明をしてあります。要するに、根本的には労働組合の争議行為

と

と

為というものを除外しておるのであります。そこでまた、「ことさらに」という字句につきましても、これもやはり相当技術的にどうかと思われませぬはありませぬ、私は故意とか犯意というものではなくして、これはやはり一つの犯罪の構成要件として「ことさらに」というものが出ておるといふように、前後の文章並びに立法の趣旨、政府当局のそのときにおける説明等にかんがみまして、あるいはまだこれについての適切な裁判例がないのであります。どうもそう考えられるのであります。もし構成要件であるとすれば、やはり、たゞいま警視庁当局が、これはあるいは検察庁の指揮によつてやっておるのかもしれないけれども、要するに、法務行政の現場の者が犯罪の對象としてこれらの職員に対する捜査に當つておるといふことであるならば、これはたゞいでもないあやまちを犯すのじやないかと実は心配しております。判例がないならば、なおさら慎重にやらなければならぬと思いがす。また、文字解釈的にいたしまして、「ことさらに」という特殊の文字が用いられておるゆえんも考えますならば、一応やはり特別な犯罪構成要件としてこれを考えるべきが筋ではないかといふふうにいふたしましたならば、労働争議の一環として起つたできごと直ちに一つの刑罰的な態度をもつて捜査に當るといふことはたゞいでもないと思いがす。でありますので、その点につきましても、これは繰り返していく必要がありませぬから多く御答弁を求めませぬが、大体そのときに行われませぬ郵便職員、つまり中央郵便局における組合員の行動は、これは論議のうちに出

たか

たか

たか存じませぬけれども、指令百号というものによつて行動しております。三十七号が基本的な中央の指令であつて、そして現場に臨んでおります中闘の一人は指令百号というものを携えてきて、そして上部機関の指令を執行する任務を持って——その指令百号にはそれぞれ権限などが限定されておるようでありませぬ。これによつて判断を加えて、そうしてあつたときの職場大会についての行為を指導しておるようでありませぬ。指令百号によりませぬと、三十七号の指令に対する具体的な実践の要項が記載されておるのであります。そして、これを持つた中闘の一人は、これによりませぬ一切の指導をし、さしずをいたしておるのであります。そういたしますと、中央郵便局のすべての職員が夜中に一定の旅館にそれぞれ移行いたしましたような事実、職場を離れたような事実、あるいはまたそれによつて具体的には郵便物を扱つておらぬという結果が生じ、あるいはまた郵便物が遅延したという結果が生じておるのかもしれないけれども、しかしながら、そこはやはり争議行為と郵便法の適用の問題とを嚴格に区別していくべき重要なポイントではないかと思いがす。すなわち、やむを得ずといひますか、労働組合が上下一貫しました争議に入つたような場合の一貫しました命令系統における労働組合員の受ける拘束もしくは行動の規制、こういうものが指令によつて行われておるといふ場合には、これはいわゆる法律上やむを得ざるに出たる一切の行為に該当するのではなからうか、こういうふうにも考えられます。この点につきましては若干の

二一

二一

労働判例もあるようでございます。私にはやはり、この場合郵便法をか

この点はやはり法務当局としましてはつきりしておいてもらわねばならぬ

る拘束、つまり、組合員その者が労働組合に属しておいて、一方においては

らん伝家の宝刀を抜いてやるというよ

かと思つております。

組合に從わねばならぬ、その指令に

うな古い考え方、そういうふうな時代

○竹内政府委員 私どもの立場といたしましては、法律の厳正公平な解釈適

ことはもう当然でございますから、そ

便法をかぶせてくるというふうな態度

の十七条第一項によりまして、職場を

か。いろんな例外的場合は別といたし

て同じく行動する、こういうことにな

なつておるのでございます。そういった

まして、組合の統制に從つていくこと

りますと、これはやはり七十九条を

そのまゝ刑罰法令に觸れるのではない

た從わしむることは組合指導もしくは

ことさらに當てはめていこう、七十九

のでございませうが、この十七条で禁止

指令あるいは決定の当然の権利ではな

な故意と解釈いたしました、構成要件

されたような行為が他の刑罰法令に觸

いだろうか。これが同結権でもある

というふうな考え方をしないで、広く

は、その行為が他の犯罪に該当する構

る。その辺がこわれてしまつたら労働

を監視し、労働運動を妨害するとい

成要件を満たします場合には犯罪とし

組合の運動はあり得ないのでありま

紹介というふうなことになる、こうい

でございませう。時間外の職場大会

す。これは仮定的なことじゃないに、

きりしておきたいことは、これらの行

な勤務時間内における職場大会によ

場合にその行為がどういふことでござ

為が上部の機関の正当な命令によつて

て何時間か職員全員が業務につかない

阻却されるべきものである、一応はそ

行われていたといたしますならば、や

ということによつて郵便法七十九条の

う解釈するのが当然であらうと思つ

はりこれは少くとも最小に見まして

ということによつて郵便法七十九条の

う解釈するのが当然であらうと思つ

構成要件を満たします場合におきま

し、これはあなたと郵便法の解釈

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局